

資料編

1. 第2次名護市環境基本計画

1-1 名護市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策

第1節 施策の策定等に関する基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条・第9条）

第3節 具体的施策（第10条—第20条）

第3章 推進体制（第21条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

私たちの住む「あけみおのまち名護」は、東を大浦湾（太平洋）、西を名護湾（東シナ海）、北に羽地内海と三方を美しい海（瀾）に囲まれ、南北に連なる脊梁部には緑深いやんばるの山が広がり、その山裾を縫うようにいくつもの川が流れるなど自然環境に恵まれた地です。先人たちは、こうした山・川・海の自然環境を基盤に、そこに住むやんばる特有の動植物や豊かな生態系の恵みを受け、親しみながら、地域特有の歴史や文化を育んできました。

しかし、古くから沖縄本島北部圏域の交通・産業の中核として栄えた反面、太平洋戦争やその後の戦災復興、米軍基地建設に伴う山林の伐採、そして復帰後の農地造成や開発に伴う赤土流出による川や海の環境悪化、更には大量生産、大量消費に伴う廃棄物の大量排出など、増大する自然環境への負荷は、生態系だけでなく、景観も含め、私たちの生活にも影響を及ぼすようになりました。また、依然として米軍基地が存在し、基地から派生する航空機騒音等の問題は、市民生活に影響を及ぼす環境問題の一つになっています。さらに近年では、地域の問題だけでなく、地球温暖化など地球の未来を揺るがす問題も発生しています。

私たちは、誰もが先人たちから受け継いできた豊かな環境によってもたらされる恩恵を享受し、良好な環境の中で生活を営む権利を有するとともに、自然環境の保全及び生活環境の創造によって、良好な環境を次世代へと継承する責務があります。

私たちは、この責務を果たすために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、協働による自然環境の保全及び生活環境の創造と経済発展の両立に努め、美しい自然と共存した持続的発展が可能な社会の構築及び継承を目指して、この条例を定めることとします。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の保全及び生活環境の創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき責務と役割並びに自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の基本的事項その他環境に関する必要な事項を明らかにし、もって現在及び将来の市民が美しい自然と共存しながら健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境の保全 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境を保全・回復することをいう。
- (2) 生活環境の創造 人にとって良好な生活環境を創造・維持することをいう。
- (3) 環境 自然環境及び生活環境をいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、動植物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 循環型社会 自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、過剰な生産や消費を抑えるとともに、廃棄されるものを最小限にし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R（リデュース、リユース、リサイクル）が推進され、廃棄物ゼロに向けて、省エネルギーが推進され、新エネルギーの積極的な活用が図られた社会をいう。
- (8) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、その他の活動を行うものをいう。
- (9) 事業者 市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 自然環境の保全及び生活環境の創造は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること。
- (2) 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること。
- (3) 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること。
- (4) 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた自然環境の保全及び生活環境の創造に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、施策の実施に当たって、市民及び事業者と協働して自然環境の保全及び生活環境の創造に関する活動に取り組むものとする。
- 3 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、他の地方公共団体その他の関係団体と協力して、積極的に推進するものとする。

4 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活が自然環境の保全及び生活環境の創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源及びエネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する市の施策及び環境保全・創造活動について市及び事業者と協働で取り組むよう努めなければならない。

3 市民は、生活環境の創造に配慮し、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるおそれのある公害を防止し、環境に負荷を与えないように努め、環境に負荷を与えた場合は、自らの責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処分が確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮するよう努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する市の施策及び環境保全・創造活動について市及び市民と協働で取り組むよう努めなければならない。

第2章 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策

第1節 施策の策定等に関する基本方針

(基本方針)

第7条 市は、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 地域本来の生物多様性の保全と回復
- (2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造
- (3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造
- (4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化
- (5) 循環型社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上
- (8) 協働及び推進体制の構築

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
 - 3 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する総合的かつ長期的な基本的施策
 - (2) 市、市民及び事業者が自然環境の保全及び生活環境の創造のために行動する上において配慮すべき指針
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、名護市環境審議会（名護市環境審議会設置条例（平成6年条例第26号）第1条に規定する名護市環境審議会をいう。）の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

- 第9条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画による具体的な取組の進捗、効果、問題点等を検証した年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3節 具体的施策

(在来動植物及びその生息空間の保全)

- 第10条 市は、人の生活は豊かな自然環境及び多様な動植物の存在によって支えられているものと認識し、在来動植物及びその生息空間である自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。
- 2 市は、自然環境の改変が考えられる事業・経済活動に対し、自然環境への影響の低減に向け、事業者が必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
 - 3 市は、本市の在来動植物の違法な捕獲及び乱獲の防止並びに外来種による在来動植物への直接的・間接的な悪影響の低減を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備)

- 第11条 市は、環境に配慮した生産手法の改善及び産業基盤の整備に向けて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然災害による被害の低減)

- 第12条 市は、市民及び事業者の安全・安心な生活環境及び社会基盤を確保するため、自然災害による環境への被害の低減に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の向上に向けた公害防止対策等の実施)

第13条 市は、環境の向上を図り、市民の健康及び安全の確保に向け、公害を防止し、環境を良好な状態に保持すること、また、その他生活環境を阻害するものに対して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用)

第14条 市は、市民の心のよりどころとなり、より豊かな生活環境を形成する要素となっている歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用に向けて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(豊かな自然環境を生かした地域づくり)

第15条 市は、地域ごとの豊かな自然環境を生かした良好な地域づくりに向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進)

第16条 市は、環境保全及び経済発展の両立に向け、観光名所、地元産品その他の地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第17条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物ゼロを目指し廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第18条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものと認識し、関係行政機関及び民間団体等と連携を図りつつ、市民及び事業者と協働して地球温暖化対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第19条 市は、市民、事業者及び教育機関による積極的な環境教育及び環境学習の実施に向け必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市民は、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第20条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するため、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(市、市民及び事業者の協働)

第21条 市は、市民及び事業者との協働によって自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の積極的な推進を図るよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第22条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第24条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力を努めるものとする。

(環境データの収集・公表体制の構築)

第25条 市は、市民及び事業者の環境に関する学習及び自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する必要な情報を提供できるよう、国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、環境データ及び情報を収集し、その公表に努めるものとする。

(環境に関するモニタリング体制づくり)

第26条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を適正に推進するために国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、必要なモニタリング体制の構築その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

1-2 名護市環境審議会

名護市環境審議会設置条例

名護市公害対策審議会設置条例（昭和52年条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の環境保全に関する基本的事項等を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、名護市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議する。

- （1）環境保全に関する基本的事項
- （2）その他環境に関して市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1）知識経験者
- （2）民間諸団体の代表者
- （3）市議会議員
- （4）市の職員
- （5）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第2項第2号、第3号及び第4号により委嘱又は任命された委員がその職責を離れたときは、当該委員を辞したものとみなす。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決 1/2 否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門調査部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査させるため、専門調査部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、審議会委員のうちから、会長が指名する委員でもって組織する。

3 部会は、部会長及び副部会長各1人を置くものとする。

4 部会長は、第3条第2項第1号に掲げる者の中から、副部会長は、部会委員のうちから、それぞれ会長が指名する。

5 部会長及び副部会長の職務、部会の会議にあつては、第4条及び第5条の規定を準用する。

(利害関係者の出席)

第7条 審議会又は部会が必要であると認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 審議会委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第51号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の名護市公害対策審議会設置条例（昭和52年条例第14号）の規定に基づき、当該審議会の委員に委嘱され、又は任命された者は、この条例に基づき、この条例の審議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第51号）の一部を次のように改正する。

名護市環境審議会 委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
会長	新垣 裕治	公立法人 名桜大学 教授	知識経験者
副会長	足達 正明	一般財団法人 沖縄美ら島財団 専務理事	
委員	阿波根 直一	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 国際海洋環境情報センター (GODAC) センター長	
委員	比嘉 貢	沖縄県環境整備センター株式会社 安和エコパーク 専務取締役	民間諸団体の代表者
委員	前田 裕子	公益財団法人 名護市観光協会 理事長	
委員	古我知 さとみ	名護市女性会 会長	
委員	松野 克	名護市区長会 会長	
委員	東恩納 琢磨	名護市議会 議員	市議会議員
委員	岸本 康孝	名護市環境水道部 部長	市の職員
委員	仲井間 修	名護市教育委員会 教育次長	その他市長が 必要と認める者

1-3 名護市環境審議会審議事項等庁内検討会議 委員名簿

庁内会議

役職	氏名	所属等	備考
会長	金城 秀郎	副市長	
副会長	岸本 康孝	環境水道部長	
委員	仲本 太	総務部長	
委員	山中 佑美	企画部長	
委員	宮城 浩二	地域経済部長	
委員	伊野波 盛満	市民部長	
委員	大城 智美	福祉部長	
委員	早瀬川 章子	こども家庭部長	
委員	宮良 昭宏	農林水産部長	
委員	岸本 啓史	建設部長	
委員	仲井間 修	教育次長	
委員	照屋 貢	消防長	

庁内部会

役職	氏名	所属等	備考
部会長	岸本 康孝	環境水道部長	
副部会長	金城 清和	環境対策課長	
委員	藤本 新一	総務課長	
委員	宮城 聖	企画政策課長	
委員	金城 みのり	商工・企業誘致課長	
委員	比嘉 史	市民課長	
委員	渡久地 樹	社会福祉課長	
委員	饒平名 知己	こども政策課長	
委員	仲間 進一郎	農業政策課長	
委員	仲田 宏	都市計画課長	
委員	比嘉 出	教育委員会総務課長	
委員	平安山 精進	消防本部総務課長	
委員	岸本 司	観光課長	
委員	平良 安聡	園芸畜産課長	
委員	上地 完周	農林水産課長	
委員	松川 圭	経営課長	
委員	吉田 純	教育委員会文化課長	

1-4 パブリックコメントの実施について

実施概要

第2次名護市環境基本計画の策定に向けて実施したパブリックコメントの実施概要を以下に示します。

項目	概要
募集期間	令和8年1月16日（金）～2月16日（月）
募集内容	第2次名護市環境基本計画（素案）に関するご意見
募集方法	①名護市役所1階ロビー ②名護市環境水道部環境対策課窓口（名護市一般廃棄物処理施設窓口） ③名護市役所各支所（羽地支所、久志支所、屋部支所、屋我地支所） ④名護市環境水道部環境対策課HP ⑤Google フォーム（名護市LINE 公式アカウントによる案内）
提出方法	①直接提出（備付け意見回収ボックスへの投函及び窓口への直接持込み） ②電子回答（Google フォームによるオンライン提出） ③郵送

実施結果

パブリックコメントの実施結果を以下に示します。

項目	概要
有効意見	1件 ※提出方法：Google フォームによるオンライン提出
無記名等により無効となった意見	1件 ※提出方法：直接提出

1-5 策定の経緯

時 期	審 議 内 容 等
令和7年9月30日(火)	【第1回 名護市環境審議会】 ・ 委嘱状交付 ・ 諮問 ・ 第2次名護市環境基本計画について 策定概要 策定スケジュール ・ 意識調査（市民及び事業者）の概要
令和7年11月1日(土) ～11月30日(日)	【意識調査（市民及び事業者）の実施】 ・ 市民：約33,000世帯を対象とし、604世帯から回収 ・ 事業者：約1,800事業者を対象とし、31事業者から回収
令和7年11月18日(火) ～11月27日(木)	【庁内関係各課へのヒアリング調査】 ・ 第2次名護市環境基本計画策定に係る各具体的施策の取組及び指標
令和7年11月25日(火)	【第1回 名護市環境審議会審議事項等庁内検討会議 庁内部会】 ・ 第2次名護市環境基本計画（素案） ・ 第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）統合版 ・ 第2次名護市環境基本計画の策定スケジュール
令和7年12月1日(月)	【第1回 名護市環境審議会審議事項等庁内検討会議 庁内会議】 ・ 第2次名護市環境基本計画（素案） ・ 第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）統合版 ・ 第2次名護市環境基本計画の策定スケジュール
令和7年12月25日(木)	【第2回 名護市環境審議会】 ・ 第2次名護市環境基本計画（素案） ・ 名護市一般廃棄物処理基本計画 ・ 第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ・ パブリックコメント（意見募集） ・ 意識調査（市民及び事業者）の結果
令和8年1月27日(火) ～2月6日(金)	【庁内関係各課へのヒアリング調査（2回目）】 ・ 第2次名護市環境基本計画策定に係る各具体的施策の取組及び指標
令和8年1月16日(金) ～2月16日(月)	パブリックコメントの実施

時 期	審 議 内 容 等
令和8年2月6日（金）	<p>【第2回 名護市環境審議会審議事項等庁内検討会議 庁内部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次名護市環境基本計画（素案） ・名護市一般廃棄物処理基本計画 ・第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ・意識調査（市民及び事業者）の結果
令和8年2月18日（水）	<p>【第2回 名護市環境審議会審議事項等庁内検討会議 庁内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次名護市環境基本計画（素案） ・名護市一般廃棄物処理基本計画 ・第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ・意識調査（市民及び事業者）の結果 ・パブリックコメントの結果
令和8年2月27日（金）	<p>【第3回 名護市環境審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次名護市環境基本計画（素案） ・名護市一般廃棄物処理基本計画 ・第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ・パブリックコメントの結果
令和8年3月6日（金）	答 申

令和8年3月6日

名護市長 渡具知 武豊 殿

名護市環境審議会
会長 新垣 裕治



「第2次名護市環境基本計画」について（答申）

令和7年9月30日付け、名環対第171002号で諮問のありました「第2次名護市環境基本計画」の策定について、下記のとおり答申します。なお、答申に際しまして次の附帯意見を付します。

記

1 答申

第2次名護市環境基本計画の策定について本審議会で慎重に審議いたしました結果、基本的に妥当であると認めます。

2 附帯意見

計画の実施にあたっては、適切な進捗管理を行い、市民、民間企業及び国や県とも連携して取り組むよう要望いたします。

資料編

2. 名護市一般廃棄物処理基本計画

2-1 新し尿処理施設概要

(1) 中間処理計画

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、新たなし尿受入施設の供用開始後1年間は、引き続き名護市衛生センターにおいても適正に処理するものとします。

また、本施設は、1973（昭和48）年に竣工し、施設の老朽化に伴い、新たな施設が整備され、2026（令和8）年度から供用開始となります。し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保するため、名護下水処理場に統合して、一括処理することにより効率的な維持管理や行政施設の集約化を行います。

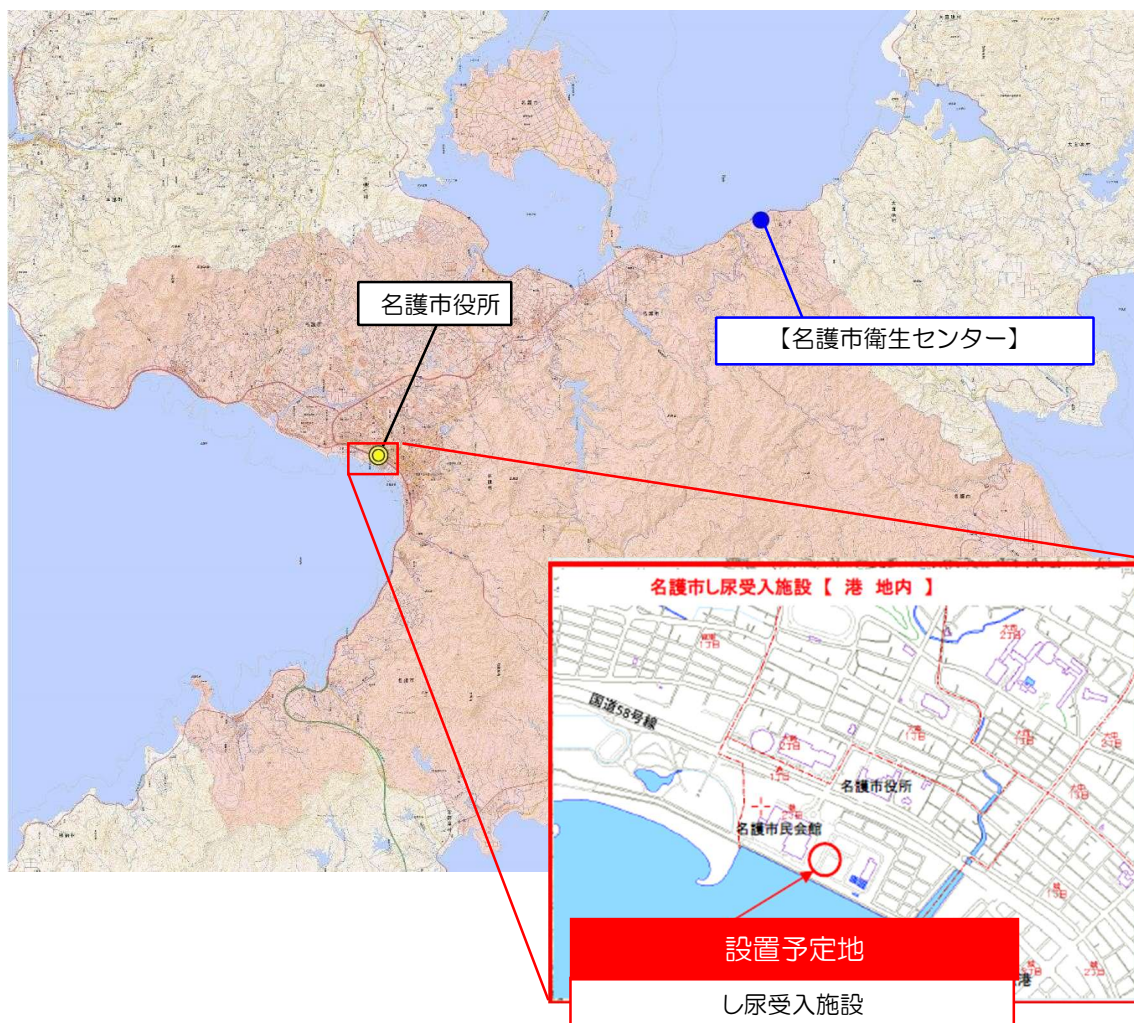


図1 処理施設の設置予定地

(2) 施設整備計画

①し尿受入施設の概要

本市には、生活排水処理施設として、名護市衛生センターが整備されています。1973（昭和48）年の竣工から50年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる衛生センターに代わり、2026（令和8）年度から、新たなし尿受入施設が供用開始となります。

②し尿受入施設の位置図

し尿受入施設は、名護市役所から国道58号を挟んだ正面に位置する下水処理場の敷地内にあります。

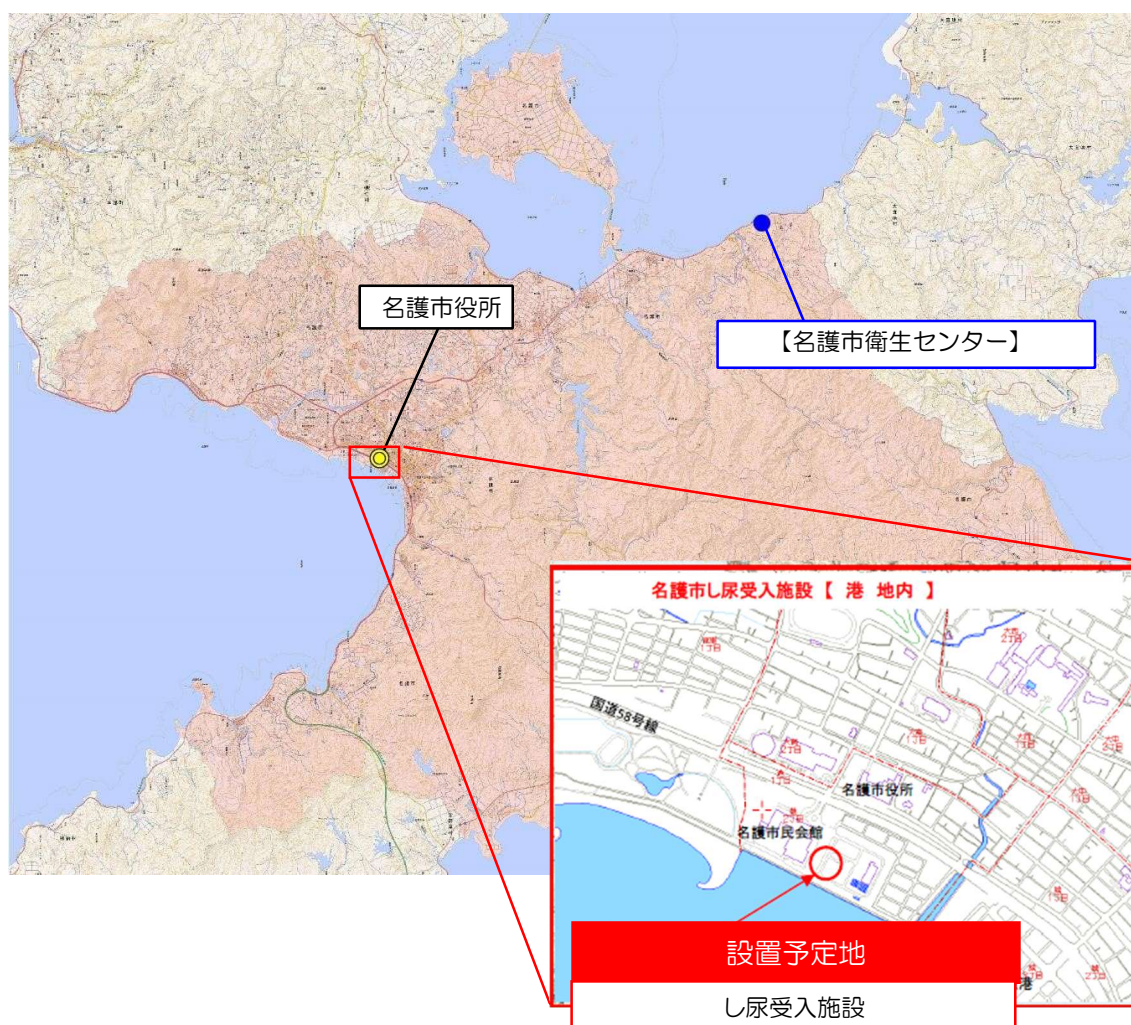


図2 し尿受入施設の位置（再掲）

2-2 推計式等

資料1 ごみ排出量(単純推計) p69~91

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	備考
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	a=b+c
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	b=将来人口
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	c=0人
家庭系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	5,068	5,187	5,109	5,285	5,349	5,566	5,680	6,125	6,221	5,978	5,984	6,926	6,396	6,532	6,685	6,801	6,936	7,070	d=ax*a*年間日数*10 ⁶
	食用油	15	18	18	17	19	20	16	19	18	15	17	14	20	20	21	21	21	22	e=ay*a*年間日数*10 ⁶
	燃えないごみ	37	38	35	36	38	39	49	54	54	54	44	74	56	58	59	60	61	62	f=az*a*年間日数*10 ⁶
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	g=ba*a*年間日数*10 ⁶
	家庭用金属類	71	75	72	79	83	75	102	132	123	114	113	119	124	126	129	131	134	137	h=bb*a*年間日数*10 ⁶
	小型家電製品	54	56	51	67	65	88	92	108	108	165	92	60	127	129	132	135	137	140	i=bc*a*年間日数*10 ⁶
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73	119	121	124	126	129	131	j=bd*a*年間日数*10 ⁶
	空きびん	346	330	324	337	343	333	325	338	326	317	307	296	374	382	390	397	405	413	k=be*a*年間日数*10 ⁶
	ペットボトル	148	143	139	158	170	161	164	183	189	174	181	184	199	203	208	211	215	220	l=bf*a*年間日数*10 ⁶
	プラスチック製容器包装	705	708	714	763	781	665	788	801	787	781	742	537	869	887	908	924	942	960	m=bg*a*年間日数*10 ⁶
	その他プラ	328	282	243	434	277	267	286	366	373	346	358	268	371	379	387	394	402	410	n=bh*a*年間日数*10 ⁶
	古紙	63	60	62	55	59	57	111	290	282	280	284	305	226	231	237	241	245	250	o=bi*a*年間日数*10 ⁶
	古着	50	28	27	19	27	10	9	10	10	7	9	4	11	11	11	12	12	12	p=bj*a*年間日数*10 ⁶
	有害(蛍光灯・電池)	31	29	32	26	30	30	31	31	33	31	22	28	36	36	37	38	39	39	q=bk*a*年間日数*10 ⁶
	粗大ごみ	85	98	116	145	170	277	225	286	349	311	255	321	328	335	343	349	356	363	r=s+t
	可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217	193	197	201	205	209	213	s=bm*a*年間日数*10 ⁶
	不燃性粗大ごみ	48	53	59	79	73	123	82	126	144	126	127	104	135	138	142	144	147	150	t=bn*a*年間日数*10 ⁶
	小計	7,116	7,158	7,052	7,544	7,520	7,709	7,984	8,848	8,970	8,663	8,457	9,209	9,254	9,450	9,671	9,840	10,035	10,229	u=d-r 合計
事業系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	8,154	8,475	8,535	8,488	8,880	9,730	10,143	8,606	8,963	9,525	9,510	9,895	9,685	9,697	9,735	9,720	9,731	9,742	v=bp*年間日数
	食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	w=bq*年間日数
	燃えないごみ	29	28	25	20	26	13	45	60	41	60	69	19	46	46	46	46	46	46	x=br*年間日数
	ゴム製品	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	y=bs*年間日数
	家庭用金属類	0	0	5	0	0	3	5	4	21	4	2	106	8	8	8	8	8	8	z=bt*年間日数
	小型家電製品	0	0	0	0	0	29	43	64	57	55	59	37	51	51	51	51	51	52	aa=bu*年間日数
	空きカン	0	0	3	0	0	0	10	10	10	0	0	0	4	4	4	4	4	4	ab=bv*年間日数
	空きびん	392	406	442	399	402	379	391	318	306	357	367	356	361	361	362	362	362	363	ac=bw*年間日数
	ペットボトル	0	0	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ad=bx*年間日数
	プラスチック製容器包装	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ae=by*年間日数
	その他プラ	1,120	1,098	1,157	1,193	1,207	1,072	605	1,070	1,064	1,050	1,059	850	1,008	1,009	1,013	1,012	1,013	1,014	af=bz*年間日数
	古紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ag=ca*年間日数
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ah=cb*年間日数
	有害(蛍光灯・電池)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ai=cc*年間日数
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	aj=cd*年間日数
	可燃性粗大ごみ																			
	不燃性粗大ごみ																			
	小計	9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263	11,164	11,178	11,222	11,204	11,217	11,230	ak=v-aj 合計
小計	16,814	17,167	17,244	17,644	18,035	18,935	19,216	18,982	19,433	19,714	19,523	20,472	20,418	20,628	20,893	21,044	21,252	21,459	al=u+al	
直接搬入ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	627	692	533	602	521	506	503	505	515	451	525	487	406	388	371	354	338	323	am=cg*年間日数
	燃えないごみ	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	an=ch*年間日数
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ao=ci*年間日数
	その他プラ	0	0	0	0	0	41	52	0	0	0	0	0	8	8	8	7	7	7	ap=cj*年間日数
	散乱ゴミ	10	10	9	8	8	6	8	9	7	6	5	7	6	5	5	5	5	4	aq=ck*年間日数
	草木	92	153	135	141	263	233	191	94	133	114	114	49	106	101	97	92	88	84	ar=cl*年間日数
	小計	729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543	526	503	481	459	438	418	as=am-ar 合計
ごみ排出量(家+事+搬入)	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015	20,945	21,130	21,375	21,503	21,690	21,877	at=al+as	

資料2 1人1日当たりのごみ排出量（単純推計） p69~91

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	備考		
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	au=a		
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	av=b		
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	aw=c		
家庭系ごみ (g/人・日)	燃やしているごみ	5,068	5,187	5,109	5,285	5,349	5,566	5,680	6,125	6,221	5,978	5,984	6,926	6,396	6,532	6,685	6,801	6,936	7,070	ax=bo*排出割合平均		
	食用油	15	18	18	17	19	20	16	19	18	15	17	14	20	20	21	21	21	22	ay=bo*排出割合平均		
	燃えないごみ	37	38	35	36	38	39	49	54	54	54	44	74	56	58	59	60	61	62	az=bo*排出割合平均		
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ba=bo*排出割合平均		
	家庭用金属類	71	75	72	79	83	75	102	132	123	114	113	119	124	126	129	131	134	137	bb=bo*排出割合平均		
	小型家電製品	54	56	51	67	65	88	92	108	108	165	92	60	127	129	132	135	137	140	bc=bo*排出割合平均		
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73	119	121	124	126	129	131	bd=bo*排出割合平均		
	空きびん	346	330	324	337	343	333	325	338	326	317	307	296	374	382	390	397	405	413	be=bo*排出割合平均		
	ペットボトル	148	143	139	158	170	161	164	183	189	174	181	184	199	203	208	211	215	220	bf=bo*排出割合平均		
	プラスチック製容器包装	705	708	714	763	781	665	788	801	787	781	742	537	869	887	908	924	942	960	bg=bo*排出割合平均		
	その他プラ	328	282	243	434	277	267	286	366	373	346	358	268	371	379	387	394	402	410	bh=bo*排出割合平均		
	古紙	63	60	62	55	59	57	111	290	282	280	284	305	226	231	237	241	245	250	bi=bo*排出割合平均		
	古着	50	28	27	19	27	10	9	10	10	7	9	4	11	11	11	12	12	12	bj=bo*排出割合平均		
	有害（蛍光灯・電池）	31	29	32	26	30	30	31	31	33	31	22	28	36	36	37	38	39	39	bk=bo*排出割合平均		
	粗大ごみ	85	98	116	145	170	277	225	286	349	311	255	321	328	335	343	349	356	363	bl=bo*排出割合平均		
		可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217	193	197	201	205	209	213	bm=bo*排出割合平均	
		不燃性粗大ごみ	48	53	59	79	73	123	82	126	144	126	127	104	135	138	142	144	147	150	bn=bo*排出割合平均	
	小計	7,116	7,158	7,052	7,544	7,520	7,709	7,984	8,848	8,970	8,663	8,457	9,209	9,254	9,450	9,671	9,840	10,035	10,229	bo=推計結果		
事業系ごみ (t/年)	燃やしているごみ	8,154	8,475	8,535	8,488	8,880	9,730	10,143	8,606	8,963	9,525	9,510	9,895	9,685	9,697	9,735	9,720	9,731	9,742	bp=ce*排出割合平均		
	食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	bq=ce*排出割合平均	
	燃えないごみ	29	28	25	20	26	13	45	60	41	60	69	19	46	46	46	46	46	46	br=ce*排出割合平均		
	ゴム製品	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	bs=ce*排出割合平均	
	家庭用金属類	0	0	5	0	0	3	5	4	21	4	2	106	8	8	8	8	8	8	8	bt=ce*排出割合平均	
	小型家電製品	0	0	0	0	0	29	43	64	57	55	59	37	51	51	51	51	51	51	52	bu=ce*排出割合平均	
	空きカン	0	0	3	0	0	0	0	10	10	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	bv=ce*排出割合平均	
	空きびん	392	406	442	399	402	379	391	318	306	357	367	356	361	361	362	362	362	362	363	bw=ce*排出割合平均	
	ペットボトル	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	bx=ce*排出割合平均	
	プラスチック製容器包装	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	by=ce*排出割合平均	
	その他プラ	1,120	1,098	1,157	1,193	1,207	1,072	605	1,070	1,064	1,050	1,059	850	1,008	1,009	1,013	1,012	1,013	1,014	1,014	bz=ce*排出割合平均	
	古紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ca=ce*排出割合平均	
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cb=ce*排出割合平均	
	有害（蛍光灯・電池）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cc=ce*排出割合平均	
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cd=ce*排出割合平均	
		可燃性粗大ごみ																				
		不燃性粗大ごみ																				
	小計	9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263	11,164	11,178	11,222	11,204	11,217	11,230	ce=推計結果		
	小計	16,814	17,167	17,244	17,644	18,035	18,935	19,216	18,982	19,433	19,714	19,523	20,472	20,418	20,628	20,893	21,044	21,252	21,459	cf=al/a/年間日数*10 ⁶		
直接搬入ごみ (t/年)	燃やしているごみ	627	692	533	602	521	506	503	505	515	451	525	487	406	388	371	354	338	323	cg=cm*排出割合平均		
	燃えないごみ	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ch=cm*排出割合平均		
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ci=cm*排出割合平均	
	その他プラ	0	0	0	0	0	41	52	0	0	0	0	0	8	8	8	7	7	7	7	cj=cm*排出割合平均	
	散乱ゴミ	10	10	9	8	8	6	8	9	7	6	5	7	6	5	5	5	5	5	5	4	ck=cm*排出割合平均
	草木	92	153	135	141	263	233	191	94	133	114	114	49	106	101	97	92	88	84	84	cl=cm*排出割合平均	
	小計	729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543	526	503	481	459	438	418	418	cm=推計結果	
ごみ排出量（家+事+搬入）	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015	20,945	21,130	21,375	21,503	21,690	21,877	21,877	at=al+as		

資料3 処理・処分量（単純推計） p69～91

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	備考	
名護市 環境 センター	焼却量	14,108	14,627	14,490	14,733	15,134	16,274	16,779	15,683	16,165	16,428	16,457	17,760	19,045	19,208	19,424	19,535	19,699	19,857	cq=cr-av 合計	
	燃やしていいごみ	13,849	14,354	14,177	14,375	14,750	15,802	16,326	15,236	15,699	15,954	16,019	17,308	16,488	16,616	16,791	16,875	17,005	17,135	cr=d+v+am	
	その他プラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,387	1,396	1,408	1,413	1,422	1,430	cs=n+af+ap
	プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	869	887	908	924	942	960	ct=m+ae
	食用油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	21	21	21	22	cu=e+w
	可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217	193	197	201	205	209	209	213	cv=s
	リサイクルセンター可燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5	0	cw=dj
	容器包装リサイクル施設可燃残渣	222	228	256	292	287	318	310	287	261	289	310	235	88	89	91	93	95	95	97	cx=dq
	資源化量	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819	878	886	896	901	908	908	916	cy=cz+da+db
	焼却残渣	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819	878	886	896	901	908	908	916	cz=cq*R6排出割合
	スラグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	da=0
	メタル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	db=0
	最終処分量	357	422	391	378	479	424	823	786	935	917	955	1,080	1,158	1,168	1,181	1,188	1,198	1,208	1,208	dc=cq*R6排出割合
リサイク ル センター	中間処理量	853	842	876	859	854	833	822	761	729	764	723	725	857	868	881	889	900	911	911	dd=de+df
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73	123	125	128	130	133	135	135	de=j+ab
	空きびん	738	736	766	736	745	712	716	656	632	674	674	652	734	743	753	759	767	776	776	df=k+ac
	資源化量	841	896	897	813	959	892	850	804	749	779	748	739	857	868	881	889	900	911	911	dg=dh+di
	空きカン	121	112	118	130	123	128	118	129	115	99	80	68	123	125	128	130	133	135	135	dh=de
	空きびん	720	783	779	683	836	764	732	675	634	681	668	670	734	743	753	759	767	776	776	dj=df
可燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5	0	dj=0	
容器包装 リサイク ル施設 (粗大ご み処理施 設内)	中間処理量	853	851	877	921	951	826	952	986	977	955	923	721	200	204	209	212	216	221	221	dk=dl+dm
	ペットボトル	148	143	142	158	170	161	164	185	190	174	181	184	200	204	209	212	216	221	221	dl=l+ad
	プラスチック製容器包装	705	708	735	763	781	665	788	801	787	781	742	537	-	-	-	-	-	-	-	dm=m+ae
	資源化量	631	623	621	629	664	508	642	699	716	666	613	486	200	204	209	212	216	221	221	dn=do+dp
	ペットボトル	145	143	132	157	163	162	172	176	188	182	176	179	200	204	209	212	216	221	221	do=dl
	プラスチック製容器包装	486	480	489	472	501	346	470	523	528	484	437	307	-	-	-	-	-	-	-	dp=dm
可燃残渣	222	228	256	292	287	318	310	287	261	289	310	235	88	89	91	93	95	95	97	dq=dk*R6排出割合	
資源化量	金属類	66	67	71	74	84	115	126	195	204	153	275	161	155	157	160	163	165	168	168	dr=
	食用油	14	14	12	12	0	18	17	19	18	14	14	14	-	-	-	-	-	-	-	ds=e+w
	古紙類	63	60	62	55	59	57	111	290	282	324	284	305	226	231	237	241	245	250	250	dt=o+ag
	古着	50	28	27	19	27	10	9	11	10	7	9	4	11	11	11	12	12	12	12	du=p+ah
	有害ごみ	30	29	32	28	29	29	31	31	33	31	34	27	36	36	37	38	39	39	39	dv=q+ai
	空きカン	121	112	118	130	123	128	118	129	115	99	80	68	123	125	128	130	133	135	135	dw=dh
	空きびん	720	783	779	683	836	764	732	675	634	681	668	670	734	743	753	759	767	776	776	dx=di
	ペットボトル	145	143	132	157	163	162	172	176	188	182	176	179	200	204	209	212	216	221	221	dy=do
	プラスチック製容器包装	486	480	489	472	501	346	470	523	528	484	437	307	-	-	-	-	-	-	-	dz=dp
	焼却残渣	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819	878	886	896	901	908	908	916	ea=cz
	スラグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	eb=da
	メタル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ec=db
	資源化量	3,087	3,192	3,163	3,102	3,199	3,237	3,143	3,202	2,992	2,962	2,858	2,554	2,362	2,393	2,431	2,455	2,486	2,517	2,517	ed=dr-ec 合計
	リサイクル率 (%)	17.6	17.7	17.7	16.9	17.0	16.4	15.7	16.3	14.9	14.6	14.2	12.2	11.3%	11.3%	11.4%	11.4%	11.5%	11.5%	11.5%	ee=ed/at*100
最終処分量	最終処分量	423	488	451	434	543	510	917	900	1,030	1,031	1,068	1,173	1,158	1,168	1,181	1,188	1,198	1,208	1,208	ef=eg+eh
	焼却残渣	357	422	391	378	479	424	823	786	935	917	955	1,080	1,158	1,168	1,181	1,188	1,198	1,208	1,208	eg=dc
	燃えないごみ	66	66	60	56	64	86	94	114	95	114	113	93	0	0	0	0	0	0	-	eh=f+x+am
	最終処分率 (%)	2.4	2.7	2.5	2.4	2.9	2.6	4.6	4.6	5.1	5.1	5.3	5.6	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	ei=ef/at*100

資料4 ごみ排出量（数値目標） p109~117

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	備考	
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	a=b+c	
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	b=将来人口	
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	c=0人	
家庭系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	5,068	5,187	5,109	5,285	5,349	5,566	5,680	6,125	6,221	5,978	5,984	6,926	6,471	6,300	6,124	5,958	5,787	5,616	d=目標値	
	食用油	15	18	18	17	19	20	16	19	18	15	17	14	20	20	21	21	21	22	e=ay*a*年間日数*10 ⁶	
	燃えないごみ	37	38	35	36	38	39	49	54	54	54	44	74	56	58	59	60	61	62	f=az*a*年間日数*10 ⁶	
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	g=ba*a*年間日数*10 ⁶	
	家庭用金属類	71	75	72	79	83	75	102	132	123	114	113	119	124	126	129	131	134	137	h=bb*a*年間日数*10 ⁶	
	小型家電製品	54	56	51	67	65	88	92	108	108	165	92	60	127	129	132	135	137	140	i=bc*a*年間日数*10 ⁶	
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73	119	121	124	126	129	131	j=bd*a*年間日数*10 ⁶	
	空きびん	346	330	324	337	343	333	325	338	326	317	307	296	374	382	390	397	405	413	k=be*a*年間日数*10 ⁶	
	ペットボトル	148	143	139	158	170	161	164	183	189	174	181	184	199	203	208	211	215	220	l=bf*a*年間日数*10 ⁶	
	プラスチック製容器包装	705	708	714	763	781	665	788	801	787	781	742	537	537	537	537	537	537	537	537	m=bg*a*年間日数*10 ⁶
	その他ブラ	328	282	243	434	277	267	286	366	373	346	358	268	371	379	387	394	402	410	n=bh*a*年間日数*10 ⁶	
	古紙	63	60	62	55	59	57	111	290	282	280	284	305	284	263	243	222	201	180	o=bi*a*年間日数*10 ⁶	
	古着	50	28	27	19	27	10	9	10	10	7	9	4	11	11	11	12	12	12	p=bj*a*年間日数*10 ⁶	
	有害（蛍光灯・電池）	31	29	32	26	30	30	31	31	33	31	22	28	36	36	37	38	39	39	q=bk*a*年間日数*10 ⁶	
	粗大ごみ	85	98	116	145	170	277	225	286	349	311	255	321	328	335	343	349	356	363	r=s+t	
		可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217	193	197	201	205	209	213	s=bm*a*年間日数*10 ⁶
		不燃性粗大ごみ	48	53	59	79	73	123	82	126	144	126	127	104	135	138	142	144	147	150	t=bn*a*年間日数*10 ⁶
小計		7,116	7,158	7,052	7,544	7,520	7,709	7,984	8,848	8,970	8,663	8,457	9,209	9,054	8,900	8,745	8,590	8,436	8,281	u=d-r 合計	
事業系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	8,154	8,475	8,535	8,488	8,880	9,730	10,143	8,606	8,963	9,525	9,510	9,895	9,595	9,404	9,209	9,022	8,831	8,641	v=目標値	
	食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	w=bq*年間日数	
	燃えないごみ	29	28	25	20	26	13	45	60	41	60	69	19	46	46	46	46	46	46	x=br*年間日数	
	ゴム製品	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	y=bs*年間日数	
	家庭用金属類	0	0	5	0	0	3	5	4	21	4	2	106	8	8	8	8	8	8	z=bt*年間日数	
	小型家電製品	0	0	0	0	0	29	43	64	57	55	59	37	51	51	51	51	51	52	aa=bu*年間日数	
	空きカン	0	0	3	0	0	0	0	10	10	0	0	0	4	4	4	4	4	4	ab=bv*年間日数	
	空きびん	392	406	442	399	402	379	391	318	306	357	367	356	361	361	362	362	362	363	ac=bw*年間日数	
	ペットボトル	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ad=bx*年間日数	
	プラスチック製容器包装	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ae=by*年間日数	
	その他ブラ	1,120	1,098	1,157	1,193	1,207	1,072	605	1,070	1,064	1,050	1,059	850	1,008	1,009	1,013	1,012	1,013	1,014	af=bz*年間日数	
	古紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ag=ca*年間日数	
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ah=cb*年間日数	
	有害（蛍光灯・電池）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ai=cc*年間日数	
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	aj=cd*年間日数	
		可燃性粗大ごみ																			
		不燃性粗大ごみ																			
小計		9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263	11,074	10,885	10,696	10,507	10,317	10,128	ak=v-aj 合計	
小計		16,814	17,167	17,244	17,644	18,035	18,935	19,216	18,982	19,433	19,714	19,523	20,472	20,128	19,785	19,441	19,097	18,753	18,410	al=u+al	
直接搬入ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	627	692	533	602	521	506	503	505	515	451	525	487	414	410	406	402	397	393	am=cg*年間日数	
	燃えないごみ	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	an=ch*年間日数	
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ao=ci*年間日数	
	その他ブラ	0	0	0	0	0	41	52	0	0	0	0	0	8	8	8	7	7	7	ap=cj*年間日数	
	散乱ゴミ	10	10	9	8	8	6	8	9	7	6	5	7	6	5	5	5	5	5	4	aq=ck*年間日数
	草木	92	153	135	141	263	233	191	94	133	114	114	49	106	101	97	92	88	84	ar=cl*年間日数	
	小計		729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543	534	525	516	507	497	488	as=am+ar 合計
ごみ排出量（家+事+搬入）		17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015	20,662	20,309	19,956	19,604	19,251	18,898	at=al+as	

資料5 1人1日当たりのごみ排出量(数値目標) p109~117

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	備考
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	au=a
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,294	65,523	65,753	65,982	66,212	av=b
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	aw=c
家庭系ごみ (g/人・日)	燃やしているごみ	5,068	5,187	5,109	5,285	5,349	5,566	5,680	6,125	6,221	5,978	5,984	6,926	6,471	6,300	6,124	5,958	5,787	5,616	ax=d/a/年間日数*10 ⁶
	食用油	15	18	18	17	19	20	16	19	18	15	17	14	20	20	21	21	21	22	ay=単純推計
	燃えないごみ	37	38	35	36	38	39	49	54	54	54	44	74	56	58	59	60	61	62	az=単純推計
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ba=単純推計
	家庭用金属類	71	75	72	79	83	75	102	132	123	114	113	119	124	126	129	131	134	137	bb=単純推計
	小型家電製品	54	56	51	67	65	88	92	108	108	165	92	60	127	129	132	135	137	140	bc=単純推計
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73	119	121	124	126	129	131	bd=単純推計
	空きびん	346	330	324	337	343	333	325	338	326	317	307	296	374	382	390	397	405	413	be=単純推計
	ペットボトル	148	143	139	158	170	161	164	183	189	174	181	184	199	203	208	211	215	220	bf=単純推計
	プラスチック製容器包装	705	708	714	763	781	665	788	801	787	781	742	537	537	537	537	537	537	537	bg=単純推計
	その他プラ	328	282	243	434	277	267	286	366	373	346	358	268	371	379	387	394	402	410	bh=単純推計
	古紙	63	60	62	55	59	57	111	290	282	280	284	305	284	263	243	222	201	180	bi=目標値
	古着	50	28	27	19	27	10	9	10	10	7	9	4	11	11	11	12	12	12	bj=単純推計
	有害(蛍光灯・電池)	31	29	32	26	30	30	31	31	33	31	22	28	36	36	37	38	39	39	bk=単純推計
	粗大ごみ	85	98	116	145	170	277	225	286	349	311	255	321	328	335	343	349	356	363	bl=bm+bn
	可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217	193	197	201	205	209	213	bm=単純推計
	不燃性粗大ごみ	48	53	59	79	73	123	82	126	144	126	127	104	135	138	142	144	147	150	bn=単純推計
小計	7,116	7,158	7,052	7,544	7,520	7,709	7,984	8,848	8,970	8,663	8,457	9,209	9,054	8,900	8,745	8,590	8,436	8,281	bo=v/a/年間日数*10 ⁶	
事業系ごみ (t/年)	燃やしているごみ	8,154	8,475	8,535	8,488	8,880	9,730	10,143	8,606	8,963	9,525	9,510	9,895	9,595	9,404	9,209	9,022	8,831	8,641	bp=単純推計
	食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	bq=単純推計
	燃えないごみ	29	28	25	20	26	13	45	60	41	60	69	19	46	46	46	46	46	46	br=単純推計
	ゴム製品	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	bs=単純推計
	家庭用金属類	0	0	5	0	0	3	5	4	21	4	2	106	8	8	8	8	8	8	bt=単純推計
	小型家電製品	0	0	0	0	0	29	43	64	57	55	59	37	51	51	51	51	51	52	bu=単純推計
	空きカン	0	0	3	0	0	0	0	10	10	0	0	0	4	4	4	4	4	4	bv=単純推計
	空きびん	392	406	442	399	402	379	391	318	306	357	367	356	361	361	362	362	362	363	bw=単純推計
	ペットボトル	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	bx=単純推計
	プラスチック製容器包装	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	by=単純推計
	その他プラ	1,120	1,098	1,157	1,193	1,207	1,072	605	1,070	1,064	1,050	1,059	850	1,008	1,009	1,013	1,012	1,013	1,014	bz=単純推計
	古紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ca=単純推計
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cb=単純推計
	有害(蛍光灯・電池)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cc=単純推計
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cd=単純推計
	可燃性粗大ごみ																			
	不燃性粗大ごみ																			
小計	9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263	11,074	10,885	10,696	10,507	10,317	10,128	ce=ak/a/年間日数/10 ⁶	
小計	16,814	17,167	17,244	17,644	18,035	18,935	19,216	18,982	19,433	19,714	19,523	20,472	20,128	19,785	19,441	19,097	18,753	18,410	cf=al/a/年間日数*10 ⁶	
直接搬入ごみ (t/年)	燃やしているごみ	627	692	533	602	521	506	503	505	515	451	525	487	414	410	406	402	397	393	cg=単純推計
	燃えないごみ	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ch=単純推計
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ci=単純推計
	その他プラ	0	0	0	0	0	41	52	0	0	0	0	0	8	8	8	7	7	7	cj=単純推計
	散乱ゴミ	10	10	9	8	8	6	8	9	7	6	5	7	6	5	5	5	5	5	ck=単純推計
	草木	92	153	135	141	263	233	191	94	133	114	114	49	106	101	97	92	88	84	cl=単純推計
	小計	729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543	534	525	516	507	497	488	cm=単純推計
ごみ排出量(家+事+搬入)	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015	20,662	20,309	19,956	19,604	19,251	18,898	cn=at/a/年間日数/10 ⁶	

資料6 処理・処分量（数値目標） p109~117

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	備考					
名護市 環境 センター	焼却量	14,108	14,627	14,490	14,733	15,134	16,274	16,779	15,683	16,165	16,428	16,457	17,760	18,703	18,353	17,997	17,651	17,300	16,948	cq=cr-av 合計					
	燃やしていいごみ	13,849	14,354	14,177	14,375	14,750	15,802	16,326	15,236	15,699	15,954	16,019	17,308	16,479	16,113	15,738	15,382	15,016	14,649	cr=d+v+am					
	その他プラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,387	1,396	1,408	1,413	1,422	1,430	1,430	cs=n+af+ap				
	プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	537	537	537	537	537	537	537	ct=m+ae				
	食用油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	21	21	21	22	22	cu=e+w				
	可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217	193	197	201	205	209	213	213	cv=s				
	リサイクルセンター可燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cw=dj			
	容器包装リサイクル施設可燃残渣	222	228	256	292	287	318	310	287	261	289	310	235	88	89	91	93	95	97	97	97	cx=dq			
	資源化量	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819	862	846	830	814	798	782	782	782	cy=cz+da+db			
	焼却残渣	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819	862	846	830	814	798	782	782	782	cz=cq*R6排出割合			
	スラグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	da=0			
	メタル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	db=0			
	最終処分量	357	422	391	378	479	424	823	786	935	917	955	1,080	1,137	1,116	1,094	1,073	1,052	1,031	1,031	1,031	dc=cq*R6排出割合			
リサイク ル センター	中間処理量	853	842	876	859	854	833	822	761	729	764	723	725	857	868	881	889	900	911	911	911	dd=de+df			
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73	123	125	128	130	133	135	135	135	de=j+ab			
	空きびん	738	736	766	736	745	712	716	656	632	674	674	652	734	743	753	759	767	776	776	776	df=k+ac			
	資源化量	841	896	897	813	959	892	850	804	749	779	748	739	857	868	881	889	900	911	911	911	dg=dh+di			
	空きカン	121	112	118	130	123	128	118	129	115	99	80	68	123	125	128	130	133	135	135	135	dh=de			
	空きびん	720	783	779	683	836	764	732	675	634	681	668	670	734	743	753	759	767	776	776	776	dj=df			
可燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	dj=0			
容器包装 リサイク ル施設 (粗大ご み処理施 設内)	中間処理量	853	851	877	921	951	826	952	986	977	955	923	721	200	204	209	212	216	221	221	221	221	dk=dl+dm		
	ペットボトル	148	143	142	158	170	161	164	185	190	174	181	184	200	204	209	212	216	221	221	221	221	dl=l+ad		
	プラスチック製容器包装	705	708	735	763	781	665	788	801	787	781	742	537	-	-	-	-	-	-	-	-	-	dm=m+ae		
	資源化量	631	623	621	629	664	508	642	699	716	666	613	486	200	204	209	212	216	221	221	221	221	dn=do+dp		
	ペットボトル	145	143	132	157	163	162	172	176	188	182	176	179	200	204	209	212	216	221	221	221	221	do=dl		
	プラスチック製容器包装	486	480	489	472	501	346	470	523	528	484	437	307	-	-	-	-	-	-	-	-	-	dp=dm		
可燃残渣	222	228	256	292	287	318	310	287	261	289	310	235	88	89	91	93	95	97	97	97	97	dq=dk*R6排出割合			
資源化量	金属類	66	67	71	74	84	115	126	195	204	153	275	161	155	157	160	163	165	168	168	168	168	dr=f		
	食用油	14	14	12	12	0	18	17	19	18	14	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ds=e+w		
	古紙類	63	60	62	55	59	57	111	290	282	324	284	305	284	263	243	222	201	180	180	180	180	dt=o+ag		
	古着	50	28	27	19	27	10	9	11	10	7	9	4	11	11	11	12	12	12	12	12	12	du=p+ah		
	有害ごみ	30	29	32	28	29	29	31	31	33	31	34	27	36	36	37	38	39	39	39	39	39	dv=q+ai		
	空きカン	121	112	118	130	123	128	118	129	115	99	80	68	123	125	128	130	133	135	135	135	135	135	dw=dh	
	空きびん	720	783	779	683	836	764	732	675	634	681	668	670	734	743	753	759	767	776	776	776	776	776	dx=di	
	ペットボトル	145	143	132	157	163	162	172	176	188	182	176	179	200	204	209	212	216	221	221	221	221	221	dy=do	
	プラスチック製容器包装	486	480	489	472	501	346	470	523	528	484	437	307	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	dz=dp	
	焼却残渣	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819	862	846	830	814	798	782	782	782	782	782	ea=cz	
	スラグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	eb=da	
	メタル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ec=db	
	資源化量	3,087	3,192	3,163	3,102	3,199	3,237	3,143	3,202	2,992	2,962	2,858	2,554	2,404	2,386	2,371	2,349	2,331	2,312	2,312	2,312	2,312	2,312	ed=dr-ec 合計	
	リサイクル率 (%)	17.6	17.7	17.7	16.9	17.0	16.4	15.7	16.3	14.9	14.6	14.2	12.2	11.6%	11.7%	11.9%	12.0%	12.1%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	ee=ed/at*100	
最終処分量	最終処分量	423	488	451	434	543	510	917	900	1,030	1,031	1,068	1,173	1,137	1,116	1,094	1,073	1,052	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	ef=eg+eh	
	焼却残渣	357	422	391	378	479	424	823	786	935	917	955	1,080	1,137	1,116	1,094	1,073	1,052	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	eg=dc	
	燃えないごみ	66	66	60	56	64	86	94	114	95	114	113	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	eh=f+x+am
	最終処分率 (%)	2.4	2.7	2.5	2.4	2.9	2.6	4.6	4.6	5.1	5.1	5.3	5.6	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	ei=ef/at*100

資料7 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量 p121~127

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	
行政区域内人口	人	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288	65,064	65,366	65,668	65,970	66,272	66,212	
生活排水処理人口	人	40,294	38,154	38,702	39,796	41,582	41,408	41,668	44,132	44,485	45,873	45,720	46,867	49,515	51,836	54,177	56,603	58,983	61,049	
	下水道人口	人	36,555	34,417	34,748	35,567	37,069	36,852	36,824	38,996	39,240	40,242	39,796	40,255	41,576	42,619	43,669	44,728	45,794	46,613
	下水道普及率	%	59.5%	56.0%	56.3%	57.4%	59.6%	58.8%	58.5%	61.7%	61.7%	63.1%	62.1%	62.6%	63.9%	65.2%	66.5%	67.8%	69.1%	70.4%
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,830	1,881	1,932	1,983	2,034
	浄化槽人口(合併浄化槽)	人	3,738	3,736	3,953	4,228	4,512	4,555	4,843	5,135	5,244	5,630	5,924	6,612	7,939	7,387	8,627	9,943	11,206	12,402
	生活排水未処理人口	人	21,172	23,341	22,982	22,175	20,565	21,219	21,269	19,083	19,160	17,945	18,320	17,421	15,549	13,530	11,491	9,367	7,289	5,163
生活排水未処理人口	浄化槽人口(単独浄化槽)	人	8,413	8,048	8,048	8,048	8,048	7,682	7,684	7,684	7,318	7,318	7,348	9,166	8,179	7,117	6,044	4,927	3,834	2,716
	汲み取り人口	人	12,759	15,293	14,934	14,127	12,517	13,537	13,585	11,399	11,842	10,627	10,972	8,255	7,370	6,413	5,447	4,440	3,455	2,447
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	65.6%	62.0%	62.7%	64.2%	66.9%	66.1%	66.2%	69.8%	69.9%	71.9%	71.4%	72.9%	76.1%	79.3%	82.5%	85.8%	89.0%	92.2%	
収集量	kL/年	10,231	10,113	9,696	10,348	10,087	12,405	13,278	13,359	13,456	13,381	13,381	12,719	12,441	11,082	10,704	10,263	9,848	9,371	
	し尿	kL/年	6,618	4,250	3,610	4,704	4,585	5,169	4,426	4,453	4,485	4,460	4,460	4,240	3,793	3,300	2,811	2,285	1,778	1,259
		L/人日	1.42	0.76	0.66	0.91	1.00	1.05	0.89	1.07	1.04	1.15	1.11	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41
	浄化槽汚泥	kL/年	3,613	5,863	6,086	5,644	5,502	7,236	8,852	8,906	8,971	8,921	8,921	8,480	8,648	7,782	7,893	7,978	8,070	8,112
		L/人日	0.81	1.36	1.39	1.26	1.20	1.62	1.93	1.90	1.96	1.89	1.84	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47
自家処理量	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

行政区域内人口は各年度末の人口（例：H25はH26.3.31時点）。名護市HPより

下水道人口は利用人口に修正する（前回は利用可能人口）。修正に伴いH25-27の生活排水処理人口、生活排水未処理人口を修正。

※H28以降の数値について

下水道人口：前回使用された計画人口ではなく、接続済み人口を採用（市工務課より）

浄化槽人口（合併浄化槽人口）：合併浄化槽設置基数（浄化槽台帳より）にその年度の世帯人員（人口÷世帯数）を乗じた数値

し尿及び浄化槽汚泥：全体の収集量に、許可業者のし尿のみ、浄化槽清掃ありの比率を乗じた数値

2-3 用語集

【あ行】

一般廃棄物

日常生活や事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に生ずる「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴い生ずる「事業系ごみ」に分類される。

【か行】

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽し尿とあわせて生活雑排水の処理が可能な浄化槽。

家電リサイクル法

正式名「特定家庭用機器再商品化法」。

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

環境基本法

平成 5 年法律第 91 号。環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境ラベル

製品やサービスが生まれてから廃棄されるまでに、環境への負担低減にどのように役立つのかを示すマークのこと。製品や包装、飲食店の看板などに表示されている。例えば、古紙パルプを配合した製品には「再生紙使用マーク」、使用済み PET ボトルを使用している衣料や台所用品などには「PET ボトルリサイクル推奨マーク」が付けられており、これらも環境ラベルの一つである。

間欠運転式

焼却施設は、施設の稼働時間として 24 時間運転する連続運転式と 24 時間運転を行わない間欠運転式に分類される。一般的に間欠運転式の施設としては、16 時間や 8 時間稼働の施設が多い。

建設リサイクル法

正式名「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。

平成 12 年法律第 104 号。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、受注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。

原単位

市民 1 人 1 日当たりのごみやし尿・浄化槽汚泥の排出量のこと。

人口の増減や都市の人口規模に関わらず、ごみやし尿・浄化槽汚泥の排出量を比較することができるため、ごみやし尿・浄化槽汚泥の排出量の予測時や他都市との比較時などに使用される。

小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカメラやゲーム機等に利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するために定められた法律をいう。

ごみ排出量

一般家庭から排出された家庭系ごみ、事業者から排出された事業系ごみ、施設に直接持ち込まれた直接搬入ごみの総量のこと。

コンポスト

家庭から出る野菜くずなどの生ごみや葉、紙などの有機物を、微生物の働きにより発酵・分解して堆肥を作ること。

【さ行】

最終処分率

ごみ排出量に対する最終処分量の割合。

[最終処分率=最終処分量÷ごみ排出量]

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。

3R

リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の 3 つの頭文字をとったもの。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。

資源化量

資源化量は、焼却灰のセメント原料化量や空き缶、空きびん・ガラス類、ペットボトル、古紙類、古着、プラスチック製容器包装、食用油、家庭用金属類、小型家電製品等の資源ごみを資源として再資源化した量の合計。

資源有効利用促進法

正式名「資源の有効な利用の促進に関する法律」

平成 3 年法律第 48 号。平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12 年に制定されたもの。①事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

し渣

汚水処理場などに混入している固体のゴミをさす。紙、髪、繊維類、食料残渣が多い。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。

し尿

人体から排出される大便と小便の混合物のこと。

浄化槽汚泥

浄化槽の沈殿分離槽や嫌気ろ床槽のスカムや堆積汚泥、合併浄化槽の余剰汚泥のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本法

平成 12 年法律第 110 号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品や副産物等では有価のもの）の発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義した。

焼却残渣

可燃ごみを焼却した後に発生する残渣をいう。

食品リサイクル法

正式名「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

平成 12 年法律第 116 号。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする。

処理後最終処分量

中間処理施設において、焼却、破砕等の処理を行った後、最終処分場に埋め立てたごみの量をいう。

ストーカ式

ごみを火格子（ストーカ）の上で乾燥・加熱し、攪拌・移動させながら燃やすタイプの焼却炉のこと。50 年以上の長い歴史を持った日本の焼却施設で最も多く稼働している焼却システムである。

ストックヤード

再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所を指す。

スラグ

ガス化溶融、灰溶融の溶融処理において生成するガラス状の物質。土木・建設資材としての利用が可能。

生活排水

一般家庭からの生活排水は、し尿と生活雑排水（台所や風呂場等からの排水）の 2 つからなり、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で処理されている。

【た行】

単独処理浄化槽

し尿の処理のみを対象とする浄化槽。この場合、生活雑排水は管きよ等により未処理のまま周辺に放流されるため、環境へ負荷を与える度合いが合併処理浄化槽と比較して大きくなる。浄化槽法の改正により、平成 13 年度からは新設時における合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、また、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も推進されることとなった。

中間処理施設

収集したごみの焼却・破砕などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場で埋立した後も環境に悪影響を及ぼさないように処理することを中間処理という。

また、中間処理の一環として、金属やガラスなど、資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。収集または搬入されたごみに対して焼却、破砕、選別等の中間処理を行う施設を中間処理施設という。

直接最終処分量

収集または搬入されたごみの中間処理を行わずに最終処分場に埋め立てたごみの量をいう。

適正処理困難物

一般廃棄物の処理は原則として市町村が行うことになっているが、市町村が持つ技術や設備では適正に処理を行うことが困難な一般廃棄物のこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律はこうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。

特定家庭用機器廃棄物

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目がこれに該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられている。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物。

【は行】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和45年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

ばいじん

物が燃えた際に発生、飛散する微細な物質のこと。

灰溶融

焼却灰などを1,200℃以上の高温で溶かす処理。ガラス状のスラグが生成される。

PCB

PCBは、ポリ塩化ビフェニルの総称である。化学的に性状が安定していて、燃えにくく、絶縁性が高いという特徴から、電気機器用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙等に広く利用されてきた。しかし、発がん性などの恐れから昭和47年にPCBの製造が禁止されている。

4R

リフューズ（Refuse：発生回避）、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の4つの頭文字をとったもの。

不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反して廃棄物を投棄する行為のことをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条に罰則規定（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科）が設けられている。

【ま行】

マテリアルリサイクル

リサイクルのうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用すること。

具体的には、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造するものや、ペットボトルを化学的に処理して繊維として利用するものなどがある。

【や行】

容器包装リサイクル法

正式名「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみで大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

有害危険ごみ

電池類、蛍光灯、電球、水銀使用製品等の有害物質を含むごみ及びバッテリー類、ライター類、ガス・スプレー缶等の危険ごみ。

有害ごみ

電池類、蛍光灯、電球、水銀使用製品などの有害物質を含むごみ。

【ら行】

リサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。

原材料として、再利用する「マテリアルリサイクル」と、焼却して熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」に大別される。

リサイクル率

ごみ排出量に対する資源化量の割合。

[リサイクル率=資源化量÷ごみ排出量]

資料編

3. 第2次

名護市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

3-1 補足説明

【p 131 補足資料：沖縄県の温室効果ガス排出量削減目標及び目指すべき将来像】

地球温暖化防止に関連する県の動向について、県計画の温室効果ガス削減目標や目指すべき将来像を確認しました。

● 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガスは、追加的な対策を実施しなかった場合、将来的に増加してしまうことが予測されています（現状趨勢ケース）。そのため、削減目標の達成に向け、必要な取り組み（緩和策）をすすめていく必要があります。

	目標年度	温室効果ガス排出量の削減目標
中期目標	2030年度 (令和12年度)	意欲的目標：基準年度（2013年度）比26%削減 (2005年度比32%削減)
		挑戦的目標：基準年度（2013年度）比31%削減 (2005年度比37%削減)
長期目標	2050年度 (令和32年度)	温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す。 (脱炭素社会の実現)

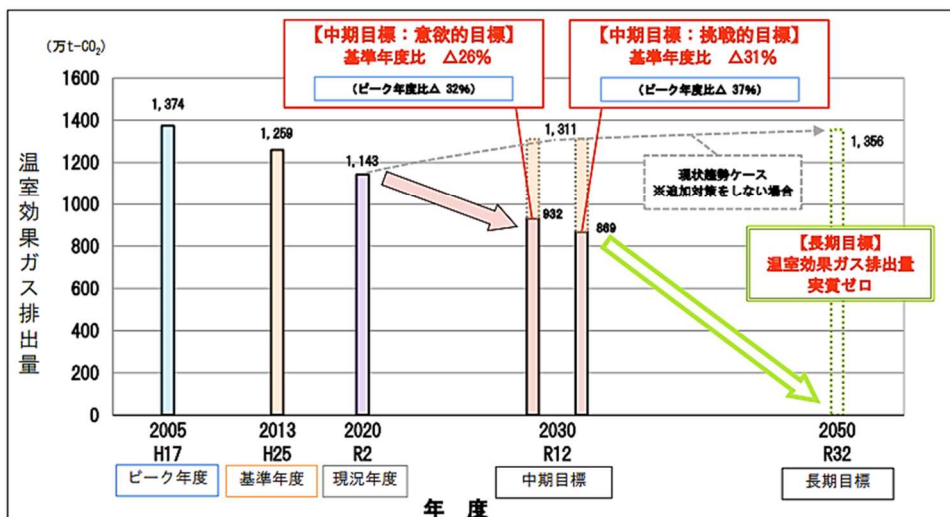


図1 沖縄県の温室効果ガス排出量削減目標

● 目指すべき将来像

沖縄県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」や「第3次沖縄県環境基本計画」との整合を図り、脱炭素社会の実現に向けた目指すべき将来像を次のとおりとしました。

目指すべき将来像（2050年度）

脱炭素島しょ社会が実現し、気候変動に適応した、豊かな自然環境に恵まれた持続可能な沖縄県

図2 沖縄県の目指すべき将来像

【p138 補足資料：計画の対象とする部門及び温室効果ガス】

本計画では、算定マニュアルのP.11に示される、「特に把握が望まれる」温室効果ガスについて、排出量の推計を行いました。

対象とした温室効果ガスは、表1のとおり全てCO₂になります。

表1 把握対象とした温室効果ガス

ガス種	部門・分野		都道府県	指定都市	中核市 ^{※1}	その他の市町村	
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	●	●	●	●	
		建設業・鉱業	●	●	●	●	
		農林水産業	●	●	●	●	
	業務その他部門		●	●	●	●	
	家庭部門		●	●	●	●	
	運輸部門	自動車（貨物）	●	●	●	●	
		自動車（旅客）	●	●	●	●	
		鉄道	●	●	●	▲	
		船舶	●	●	●	▲	
	航空		●				
エネルギー転換部門		●	●	▲	▲		
廃棄物の原燃料使用等		●	●	▲	▲		
エネルギー起源以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲	
		自動車走行	●	●	▲	▲	
		鉄道	●	●	▲	▲	
		船舶	●	●	▲	▲	
		航空	●				
	燃料からの漏出分野		●	●	▲	▲	
	工業プロセス分野		●	●	▲	▲	
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲	
		畜産	●	▲	▲	▲	
		農業廃棄物	●	●	▲	▲	
	焼却処分	一般廃棄物	▲	●	● ^{※5}	● ^{※5}	
			産業廃棄物	●	● ^{※3}	▲ ^{※3}	
		埋立処分	一般廃棄物	▲	●	▲	▲
			産業廃棄物	●	● ^{※3}	▲ ^{※3}	
	廃棄物分野	工場廃水処理施設	●	● ^{※4}			
			終末処理場	●	●	▲	▲
		排水処理	し尿処理施設	▲	●	▲	▲
生活排水処理施設			▲	●	▲	▲	
コンポスト化		▲	●	▲	▲		
代替フロン等4ガス分野 ^{※2}		●	●	▲	▲		

●：特に把握が望まれる ▲：可能であれば把握が望まれる

※1 中核市には施行時特例市を含みます。

※2 NF₃については、●の地方公共団体においても“可能であれば把握が望まれる”とします。

※3 産業廃棄物の焼却処分、埋立処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における「政令で定める市」以上を“特に把握が望まれる”とします。

※4 工場廃水処理施設における排水処理の分野は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）における「政令で定める市」以上を“特に把握が望まれる”とします。

※5 中核市とその他の市町村は、一般廃棄物の焼却処分のうち非エネルギー起源CO₂のみ“特に把握が望まれる”とします。

 ：本計画における排出量推計対象

【p138 補足資料：温室効果ガスの排出量推計方法】

原則として、算定マニュアルに示される標準的な手法に従いました。ただし、4つの部門及び1つの分野のうち、産業部門の製造業と運輸部門については、算定マニュアルの標準的手法と異なる手法を採用しました。また、廃棄物分野については、算定マニュアルに示される定数と一部異なる定数を用いています。各部門、分野の定義、温室効果ガス排出量推計の標準的な手法及び今回採用した推計手法は表2のとおりです。

表2 各分野・部門の定義及び温室効果ガス排出量推計方法

部門・分野		部門・分野の定義	温室効果ガス排出量推計方法	
			標準的手法	採用した手法
産業部門	製造業	二次産業のうち工業製品を製造する業種が該当	都道府県別 按分法	全国按分法
	建設業・鉱業	二次産業のうち製造業以外の業種が該当	都道府県別 按分法	都道府県別 按分法
	農林水産業	一次産業が該当	都道府県別 按分法	都道府県別 按分法
業務その他部門		三次産業（サービス業）が該当	都道府県別 按分法	都道府県別 按分法
家庭部門		一般家庭が該当	都道府県別 按分法	都道府県別 按分法
運輸部門	旅客	車両のうち自家用車や営業車両が該当	全国按分法	都道府県別 按分法
	貨物	車両のうち貨物車両が該当	全国按分法	都道府県別 按分法
廃棄物分野		一般廃棄物の焼却が該当	廃棄物の排出実態に基づき算出	

①産業部門-製造業

算定マニュアルの標準的手法である都道府県別按分法で用いる都道府県別エネルギー統計では、表3のように製造業の区分が粗く、温室効果ガス排出量の多い鉄鋼業が他製造業とまとめられているような事例が見られます。一方、全国業種別按分法で用いる総合エネルギー統計はより細かく製造業が区分されています。本市は温室効果ガス排出量の多い産業が少ないため、都道府県別按分法では温室効果ガス排出量の算出結果が過大になる恐れがあることから、全国業種別按分法を用いました。

表3 都道府県別エネルギー統計及び総合エネルギー統計における産業分類の違い

都道府県別エネルギー統計	総合エネルギー統計
食品飲料製造業	食料品製造業
	飲料たばこ飼料製造業
繊維工業	繊維工業
木製品・家具他工業	木材・木製品製造業
	家具・装備品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業	印刷・同関連業
化学工業（含石油石炭製品）	化学工業
	石油製品・石炭製品製造業
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	プラスチック製品製造業
	ゴム製品製造業
	なめし革・同製品・毛皮製造業
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
	金属製品製造業
機械製造業	汎用機械器具製造業
	生産機械器具製造業
	業務用機械器具製造業
	電子部品デバイス電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
他製造業	他製造業

②運輸部門

算定マニュアルの標準的手法は全国按分法ですが、沖縄県はモノレール以外の鉄道が通っておらず、移動手段として自動車の重要性が他都道府県よりも高いことが想定されます。このため、上記のような沖縄県の特性を反映することができる推計手法として、都道府県別車種別按分法を用いました。

③廃棄物分野

一般廃棄物（プラスチックごみ、ペットボトル、合成繊維及び紙くず）の焼却に伴い排出される非エネルギー起源 CO₂は、一般廃棄物の焼却量に対して、プラスチックごみ、ペットボトル、合成繊維及び紙くずが占める占有割合及びそれぞれの廃棄物種の固形物割合、排出係数が必要となります。

計算は、基本的には算出マニュアルに示される表4の数値を用いました。ただし、プラスチックごみ及びペットボトルの占有割合は、名護市一般廃棄物処理施設整備事業ごみ処理システム再構築調査・循環利用推進計画書に示されるごみ組成分析調査結果を参照しました。

表4 各廃棄物種の非エネルギー起源 CO₂算出のための定数

ごみ種別	占有割合	固形物割合	排出係数
プラスチックごみ	9.3% ^{※1}	73.9%	2.76t-CO ₂ /t
ペットボトル	0% ^{※1}	91.6%	2.27 t-CO ₂ /t
合成繊維	3.5%×61.4% ^{※2}	80%	2.31 t-CO ₂ /t
紙くず	33.7%	80%	0.144 t-CO ₂ /t

※1：名護市循環利用推進計画書のごみ組成分析調査結果より

※2：焼却ごみ中の繊維くずの割合×繊維くず中の合成繊維の割合

【p 140 補足資料：森林による温室効果ガス吸収量の計算過程詳細】

森林による吸収量は、算定マニュアルに示される森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法により計算しました。計算には、吸収量算出年度である 2023（令和 5）年度と比較をする年度である 2018（平成 30）年度の森林炭素蓄積量を用いました。

※1：2023（令和 5）年度の森林炭素蓄積量（千 t-C）

※2：2018（平成 30）年度の森林炭素蓄積量（千 t-C）

算定マニュアルの P. 212 より、※1、※2 に示す森林炭素蓄積量の具体的な計算方法は以下になります。

$$C_T = \sum \{V_{T,i} \times BEF_i \times (1 + R_i) \times WD_i \times CF_i\}$$

C_T ：炭素蓄積量（千 t-C）

$V_{T,i}$ ：材積量（千 m³）

BEF_i ：バイオマス拡大係数

WD_i ：容積密度

R_i ：地下部比率

CF_i ：炭素含有量

次のページに示す表 6 より、沖縄県の広葉樹、針葉樹の各種係数を決定し、表 5 に示すように 2018（平成 30）年度及び 2023（令和 5）年度の森林炭素蓄積量を計算しました。

表 5 炭素蓄積量計算結果

年	樹種	材積量	バイオマス 拡大係数	容積密度	地下部 比率	炭素 含有量	炭素 蓄積量	合計
2018	その他針葉樹	417	1.36	0.464	0.34	0.51	179.8324	747.1915
	その他広葉樹	1460	1.37	0.469	0.26	0.48	567.3591	
2023	その他針葉樹	417	1.36	0.464	0.34	0.51	179.8324	747.9687
	その他広葉樹	1462	1.37	0.469	0.26	0.48	568.1363	

表6 森林バイオマスの吸収・排出量を推計する際の各種係数

樹種	拡大係数 (BEF)		地下部率 (R)	容積密度 (WD)	炭素含有率 (CF)	備考	
	≤林齢 20年*	>林齢 20年**					
針葉樹							
スギ	1.57	1.23	0.25	0.314	0.51		
ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407			
サワラ	1.55	1.24	0.26	0.287			
アカマツ	1.63	1.23	0.26	0.451			
クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464			
ヒバ	2.38	1.41	0.20	0.412			
カラマツ	1.50	1.15	0.29	0.404			
モミ	1.40	1.40	0.40	0.423			
トドマツ	1.88	1.38	0.21	0.318			
ツガ	1.40	1.40	0.40	0.464			
エゾマツ	2.18	1.48	0.23	0.357			
アカエゾマツ	2.17	1.67	0.21	0.362			
マキ	1.39	1.23	0.20	0.455			
イチイ	1.39	1.23	0.20	0.454			
イチヨウ	1.50	1.15	0.20	0.450			
外来針葉樹	1.41	1.41	0.17	0.320			
その他針葉樹	2.55	1.32	0.34	0.352			北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、山梨、長野、岐阜、静岡に適用
〃	1.39	1.36	0.34	0.464			沖縄に適用
〃	1.40	1.40	0.40	0.423		上記以外の都道府県に適用	
広葉樹							
ブナ	1.58	1.32	0.26	0.573	0.48		
カシ	1.52	1.33	0.26	0.646			
クリ	1.33	1.18	0.26	0.419			
クヌギ	1.36	1.32	0.26	0.668			
ナラ	1.40	1.26	0.26	0.624			
ドロノキ	1.33	1.18	0.26	0.291			
ハンノキ	1.33	1.25	0.26	0.454			
ニレ	1.33	1.18	0.26	0.494			
ケヤキ	1.58	1.28	0.26	0.611			
カツラ	1.33	1.18	0.26	0.454			
ホオノキ	1.33	1.18	0.26	0.386			
カエデ	1.33	1.18	0.26	0.519			
キハダ	1.33	1.18	0.26	0.344			
シナノキ	1.33	1.18	0.26	0.369			
センノキ	1.33	1.18	0.26	0.398			
キリ	1.33	1.18	0.26	0.234			
外来広葉樹	1.41	1.41	0.16	0.660			
カンバ	1.31	1.20	0.26	0.468			
その他広葉樹	1.37	1.37	0.26	0.469		千葉、東京、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄に適用	
〃	1.52	1.33	0.26	0.646		三重、和歌山、大分、熊本、宮崎、佐賀に適用	
〃	1.40	1.26	0.26	0.624		上記以外の都道府県に適用	

出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2021年）* 1~4 齢級。 ** 5 齢級以上。

【p140 補足資料：海草・海藻による温室効果ガス吸収量の計算過程詳細】

①海草・海藻による CO₂ の吸収

海草・海藻藻場において CO₂ 貯留量として算定できるプロセスには図3に示す4つが挙げられます。

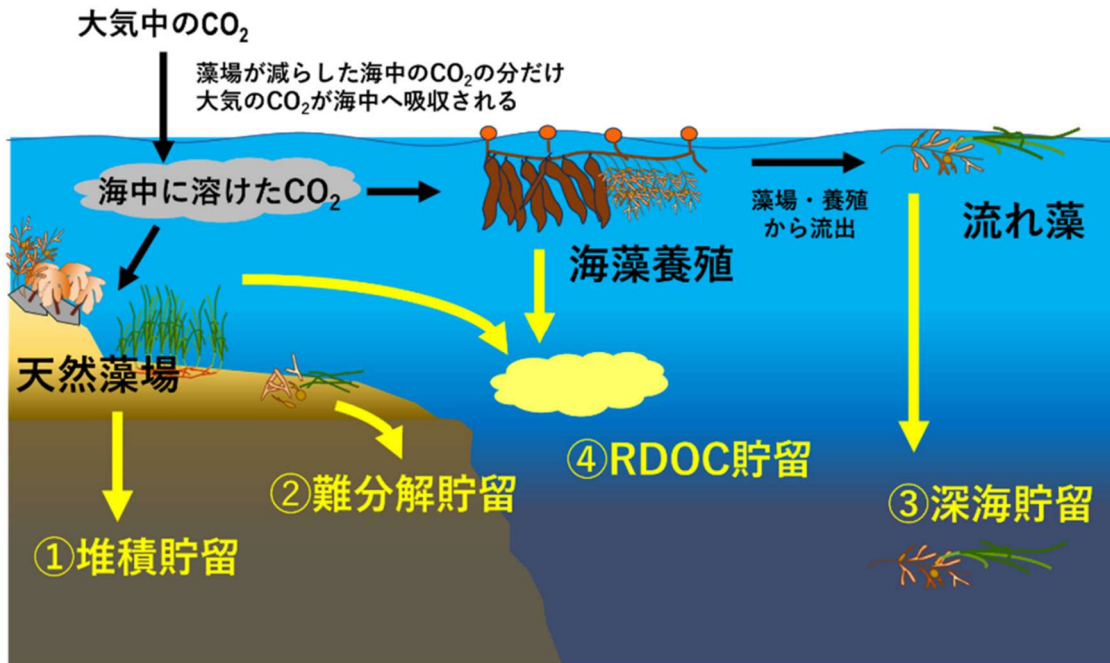


図3 大気中 CO₂ に由来する有機炭素の海中での流れと4つの貯留プロセス

- ① 堆積貯留：
枯れた海草・海藻が藻場内の海底に堆積し、長期間貯留されるプロセス
- ② 難分解貯留：
枯れた海草・海藻、その細分化された破片が流出し、長期間 CO₂ に戻らない難分解性の細片（粒子状）となり、藻場外の沿岸域に堆積して長期間貯留されるプロセス
- ③ 深海貯留：
波浪などでちぎれた海草・海藻が流れ藻となって沖合に流出し、浮力を失って深海へ沈降し長期間貯留されるプロセス
- ④ RDOC 貯留：
海草・海藻が放出する難分解性の溶存態有機炭素が長期間にわたり海水中に貯留されるプロセス。難分解性溶存態有機炭素 (Refractory Dissolved Organic Carbon) の頭文字から RDOC と呼ぶ

②海草・海藻による CO₂ の吸収量

本市内の全ての藻場の面積から、国が埋立工事を実施している辺野古岬周辺の藻場、及び隣接自治体に跨って分布する藻場の面積を除外したものを海草・海藻藻場の面積として、計算に使用しました。



図4 本市周辺の藻場分布図

【p141, 142 補足資料：再生可能エネルギーポテンシャルの精査】

環境省が公表している自治体再エネ情報カルテによると、本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは電力としてのポテンシャルが太陽光発電及び風力発電、熱利用としてのポテンシャルとして太陽熱及び地中熱があり、その他にも木質バイオマス（電力及び熱利用のいずれも可能）が利用可能であることが分かります。

なお、これらの再生可能エネルギー導入ポテンシャルには、技術面やコスト面の観点から、ポテンシャルの活用が現実的ではないものが含まれます。このため、再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて精査し、現実的に本市内に導入可能な再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにしました。

表7 自治体再エネ情報カルテ（概要版）に基づく市内における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

項目	大区分	中区分	導入ポテンシャル (下段は、発電量)
再生可能 エネルギー（電 気）	太陽光	建物系	229.490 MW 283,752.469MWh/年
		土地系	404.145 MW 501566.218 MWh/年
	風力	陸上風力	449.4 MW 1184007.868 MWh/年
	中小水力	河川部	—
		農業用水路	—
	地熱	—	—
再生可能 エネルギー	太陽熱		615303.635GJ/年
	地中熱		1472657.082GJ/年
—	木質バイオマス※	発生量（森林由来分）	10.547 千 m ³ /年
		発熱量（発生量ベース）	93649.65GJ/年

※木質バイオマスは、自治体再エネ情報カルテにおいて導入ポテンシャルではなく賦存量のみ示されている。

(1) 太陽光発電（建物系）導入ポテンシャル

①導入ポテンシャルの算出方法と精査の考え方

建物系の太陽光発電導入ポテンシャルは、以下の式により算出されています。

【導入ポテンシャル（精査前）】

$$\text{導入ポテンシャル（設備容量 kW）} = \text{設置可能面積（m}^2\text{）} \times \text{設置密度（kW/m}^2\text{）}$$

設置可能面積：建物ポリゴン面積×設置可能面積算定係数

（戸建住宅等：0.46～0.54 戸建住宅等以外：0.499）

設置密度：戸建住宅等：0.167kW/m² 戸建住宅等以外の建物：0.111kW/m²

このように、導入ポテンシャルは建物ポリゴン面積、及び各種係数から算出されており、屋根の強度などは考慮されていませんが、旧耐震基準で建築された古い建物に太陽光パネルを搭載する場合、耐震性の低下が懸念されます。このため、ポテンシャルの精査に際し、旧耐震基準の建物における太陽光発電の導入ポテンシャルはゼロと見なすこととしました。

具体的には、以下の式により導入ポテンシャルを精査しました。

【導入ポテンシャル（精査後）】

$$= \text{導入ポテンシャル（精査前）} \times \frac{\text{新耐震基準により建築された建物の延床面積}}{\text{建物全体の延床面積}}$$

②ポテンシャル精査結果

建物の耐震基準は、1982（昭和 57）年に改正されました。新耐震基準で建築された 1982（昭和 57）年以降の建物の延床面積割合は 79%となりました。このため、ポテンシャル精査後の導入ポテンシャルは図 5 のようになります。

$$\text{導入ポテンシャル（精査後）} = 229.490\text{MW} \times 79\% = 181.297\text{MW}$$

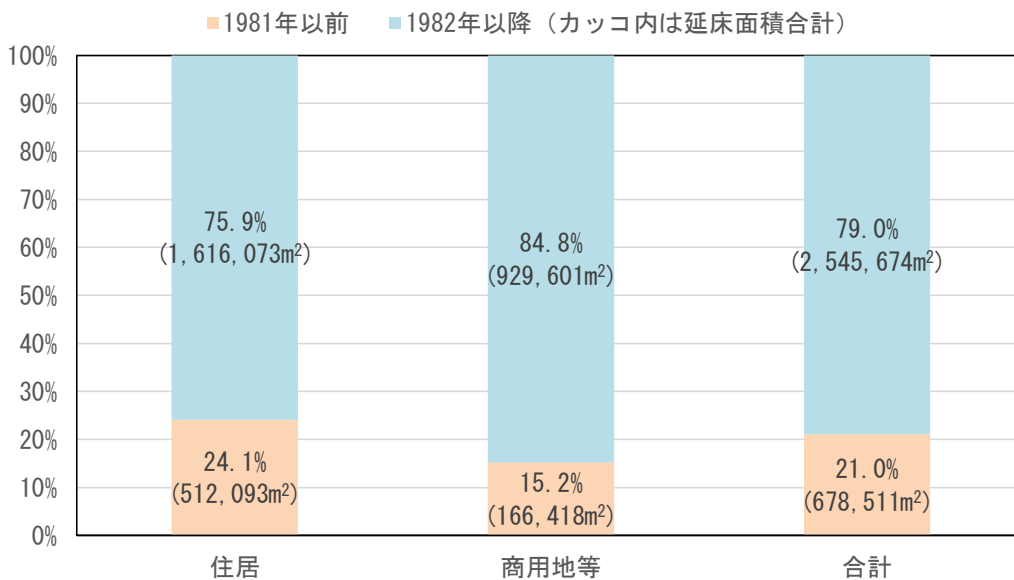


図 5 住居及び商用地等における建物の年代別延床面積割合

(2) 太陽光発電（土地系）導入ポテンシャル

①導入ポテンシャルの算出方法と精査の考え方

土地系の太陽光発電導入ポテンシャルは、建物系と同様に設備の設置可能面積と設置密度から計算されます。土地系の太陽光発電導入ポテンシャルの内訳は、環境省が公表している自治体再エネ情報カルテ（太陽光詳細版）によると、表8に示す、最終処分場、耕地、荒廃農地に区分されます。

この中で、最終処分場、荒廃農地については、設備の設置箇所の近くに系統接続するための電線や発電した電力を自家消費する施設があれば、ポテンシャルの活用が可能です。このため、全てのポテンシャルが利用可能なものとみなしました。

ただし、荒廃農地（再生利用難）については、該当箇所で太陽光発電を実施する場合、農地転用が必要になります。市においては、太陽光発電のために農地転用を進める考えがないことから、荒廃農地（再生利用難）については、ポテンシャルをゼロとしました。

また、耕地については、そこで栽培されている作物の種類によっては、太陽光パネルによりできる日陰が作物の生長に悪影響を与える場合があります。このため、一部の相性の悪い作物について太陽光発電の導入ポテンシャルを除外することとしました。

表8 市内の太陽光発電（土地系）のポテンシャル区分と利用可能状況

区分	項目	導入ポテンシャル（精査前） （下段は、発電量）	ポテンシャル精査の方針
最終処分場	一般廃棄物	2.222 MW 2,757.897MWh/年	すべて利用可能と想定
耕地	畑	324.227 MW 402,383.214MWh/年	一部利用不可と想定
荒廃農地	再生利用可能（営農型）※1	18.898 MW 23,453.107MWh/年	すべて利用可能と想定
	再生利用困難	58.798 MW 72,972 MWh/年	利用不可と想定

※1：再生利用可能（営農型）は、すべての荒廃農地に営農型太陽光を設置した場合の推計値を示す。区分は自治体再エネ情報カルテ（太陽光詳細版）に基づき、導入ポテンシャルがゼロのものは予め除外した。

②ポテンシャル精査結果（耕地）

耕地において、太陽光パネルと相性の悪い代表的な作物がサトウキビです。サトウキビはC4植物といって、光が強ければ強いほど生長が良くなる作物です。このため、耕地に太陽光パネルを設置するソーラーシェアリングとの相性が悪いことから、サトウキビの作付面積分について導入ポテンシャルを除外します。

本市内の耕作地のうち、図6に示すようにサトウキビの作付面積の割合は29%を占めています。サトウキビは、太陽光パネルによりできる日陰が作物の生長に悪影響を与えることから、耕地の太陽光発電導入ポテンシャルの29%は利用が難しく、残りの71%が利用可能と判断されます。このため、ポテンシャル精査後の導入ポテンシャルは以下の式に示すとおりとなります。

なお、サトウキビ以外の作物についても、国内外のソーラーシェアリングの導入事例や作物の生育特性を踏まえ、太陽光パネルによる遮光率を慎重に判断することが望まれます。

【導入ポテンシャル（精査後）】

$$= \text{導入ポテンシャル（精査前）} \times 71\% = 324.227\text{MW} \times 71\% = 262.624\text{MW}$$

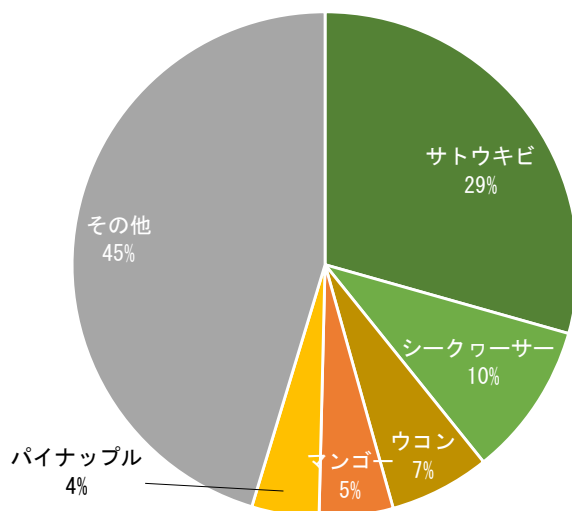


図6 本市における農作物の作付面積割合

③その他の太陽光発電（土地系）導入ポテンシャル

ため池については、自治体再エネ情報カルテではため池に関するGISデータの利用許諾の関係からポテンシャルがゼロとされていましたが、市が所有しているため池に限り、太陽光パネルの設置に利用可能なものとしてポテンシャルを算定しました。本市内には図7に示すように2箇所の市所有のため池があります。ため池の貯水面積の合計は4.8ha（48,000m²）になります。ため池の太陽光発電導入ポテンシャルは以下の式により計算されます。

$$\begin{aligned} \text{導入ポテンシャル} &= \text{ため池面積 (m}^2\text{)} \times \text{設置可能面積算定係数} \times \text{設置密度 (kW/m}^2\text{)} \\ &= \text{貯水面積 (48,000m}^2\text{)} \times 0.40 \times 0.111 = 2,132.2\text{kW} = 2.132\text{MW} \end{aligned}$$



図7 市所有のため池

ため池①												
ため池名	新 波	市町村	名 護 市		3.ため池等の整備状況							
所在地	名護市 屋部				事業名	ため池等整備事業	採択年度	S54	工期	S54~60		
水系名	屋部川	河川名	新波川		事業主体	沖縄県	総事業費	145,700千円				
築造年月	S.33.9 (S.32.10~S.33.9)				受益面積	18.6ha	受益戸数	16戸	主要作目	さとうきび		
事業名	土地改良事業				主要工事	余水吐工、取水施設、付帯工、法面保護工。						
事業主体	沖縄県				ため池諸元	形式	堤高	堤長	貯水量	貯水面積	集水面積	備考
所有主体	-				の変更	中心	11.2m	60.6m	(総) (有効)	4.2ha	21.3ha	-
管理主体	名護市	管理受託月日	昭和61年07月19日		コア型	-	-	1.38f㎡	-	-	-	-
4.現況												
1.ため池諸元												
形式	堤高	堤長	貯水量		集水面積	満水面積	備考	種目	良不	内 容		
フィルダム	11.2m	60.6m	(総)	(有効)	29ha	4.2ha	-	①取水施設	良			
均一型	-	-	-	138f㎡	-	-	-	②洪水吐	良			
受益面積								③堤体	良			
受益面積	田	畑	採草地	受益戸数	備考			④瀬水	なし。			
30ha	-	-	-	-	-			⑤堆砂	少ない。			
2.ため池数の所有状況(登記名義人別)												
敷地	県	市町村	個人	その他	備考			⑥自然等阻の地	良	周辺は平坦地。		
敷地	1	-	1	-	-			⑦管理施設	なし。			
面積	125,007㎡	-	125,007㎡	-	-			⑧環境等	良			
5.目的外利用等												
6.特記事項												
※ 当初の受益地は下流であったが現在上流の農地開発事業地区に利用している(長野原)。												
※ 一部下流の畜産農家も利用している。												
※ 管理主体の変更 S.61.7.19。												

ため池②												
ため池名	幸 喜	市町村	名 護 市		3.ため池等の整備状況							
所在地	名護市 幸喜				事業名	ため池等整備事業	採択年度	H.2	工期	H2~6		
水系名	河川名 真謝福地川				事業主体	沖縄県	総事業費	111,300千円				
築造年月	S.38.6				受益面積	9ha	受益戸数	主要作目				
事業名	-				主要工事	余水吐工、取水施設工、前刈金工、堤体法面工。						
事業主体	沖縄県				ため池諸元	形式	堤高	堤長	貯水量	貯水面積	集水面積	備考
所有主体	名護市				の変更	フィルダム	11m	50m	(総) (有効)	0.6ha	26ha	-
管理主体	名護市	管理受託月日	昭和 年 月 日		均一型	-	-	65f㎡	-	-	-	-
4.現況												
1.ため池諸元												
形式	堤高	堤長	貯水量		集水面積	満水面積	備考	種目	良不	内 容		
フィルダム	12m	49m	(総)	(有効)	-	-	-	①取水施設	斜種なし。			
均一型	-	-	-	65f㎡	-	-	-	②洪水吐	良			
受益面積								③堤体	不	縦断方向にクラックあり、下流法面にハンの木密生。		
受益面積	田	畑	採草地	受益戸数	備考			④瀬水	なし。	下流法面が下流、7mノット部から崩壊あり。堤体法面から崩壊あり。		
18ha	-	-	-	-	-			⑤堆砂	なし。			
2.ため池数の所有状況(登記名義人別)												
敷地	県	市町村	個人	その他	備考			⑥自然等阻の地	良	斜面の比高は小さく安定。		
敷地	1	-	1	-	一部分			⑦管理施設	なし。			
面積	1,964,917㎡	-	1,964,917㎡	-	-			⑧環境等	良			
5.目的外利用等												
6.特記事項												
※ 前記事項												
承認月日												
種類												
用途												
使用者												
備考												

図 8 市所有分のため池台帳

また、駐車場に太陽光発電パネルを設置するソーラーカーポートも、その他の土地系の太陽光発電導入ポテンシャルとして挙げられます。

駐車場に太陽光パネルを設置するソーラーカーポートについては、自治体再エネ情報カルテにポテンシャルが記載されていませんが、市内の有効なポテンシャルとして追加的に把握しました。

ソーラーカーポートの導入ポテンシャルは以下の式により算出しました。

$$\text{導入ポテンシャル} = \text{設置可能面積 (m}^2\text{)} \times \text{設置密度 (kW/m}^2\text{)}$$

ここで、設置可能面積は、都市計画基礎調査データの駐車場面積の合計とし、17.3haでした。設置密度については、ソーラーカーポートは車両の通行箇所が必要であり、設置可能面積の全てに太陽光発電パネルを設置できるわけではないため、耕地と同じ設置密度を採用することとし、0.040kW/m²としました。これらの値より、ソーラーカーポートの導入ポテンシャルは6.9MWとなりました。



図9 ソーラーカーポートの例（茨城県八千代町役場駐車場）

(3) 風力発電導入ポテンシャル

風車を建てて風力発電を行うには、極値風速*という値を考慮する必要があります。2016（平成28）年に国の風力発電設備建設に係る審査基準が厳格化したことで、沖縄における建設基準となる極値風速は 90m/s となりました。これに伴い、現状の技術では大型風車（出力 500kW 以上）の新規導入が事実上困難な状況となっているため、風力発電の導入ポテンシャルは、現状の技術ではゼロと見なすこととしました。

※極値風速とは、「t 秒間で平均した最大平均風速で、T 年間（再現期間：T 年）で経験しそうな風速」と定義されています（「日本型風力発電ガイドライン 台風・乱流対策編（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成 20 年 3 月）」より）。

(4) 太陽熱導入ポテンシャル

自治体再エネ情報カルテによると、市内における太陽熱の導入ポテンシャルは太陽光発電と同様に比較的高くなっています。しかしながら、現在の太陽熱の利用システムは、太陽光発電と同様に建物の屋根に設備を設置して熱を得ることが多いため、一部のシステム(PVTシステムなど)を除いて太陽光発電との共存が難しいことが課題です。また、太陽熱はエネルギーの利用効率が高いメリットがあるものの、用途は給湯に限られます。一方、太陽光発電はエネルギーの利用効率は太陽熱と比較して低いものの、家電製品に広く利用できるのが最大のメリットです。このため、当面は太陽熱ポテンシャルよりも、太陽光発電ポテンシャルを優先するのが望ましいと考えられます。

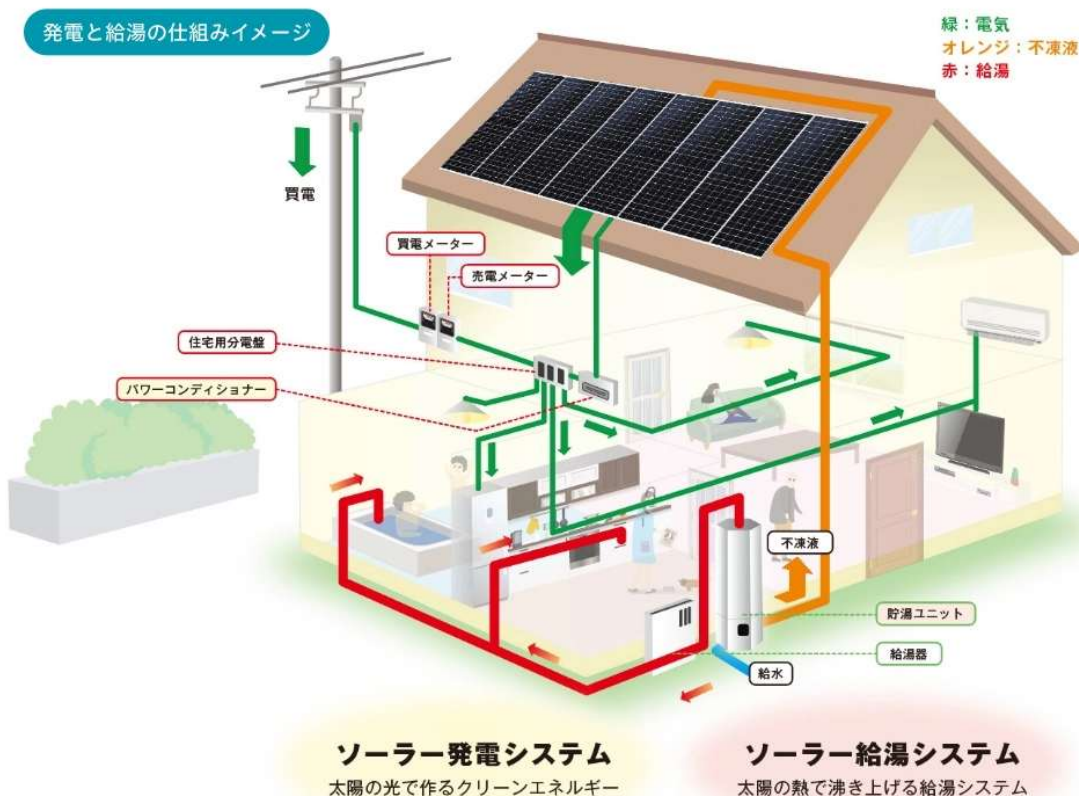


図 10 太陽光と太陽熱を同時利用する PVT システム概念図

(5) 地中熱導入ポテンシャル

地中熱の利用方法にはオープンループ方式とクローズドループ方式の2種類があります。オープンループ方式は地下水をくみ上げそのまま地中熱を利用するため、クローズドループ方式と比べて設置費用は安くなるのがほとんどです。ただし、地下水を汲み上げ続ける必要があるため、設置できる箇所は地下水資源が豊富である、地下水の移動速度が速いなどの条件を満たす必要があります。

本市の名護湾と羽地内海を結ぶ低標高地には、河川により運ばれた土砂が堆積してできた堆積平野が広がっていますが、沖縄の河川は一般的に距離が短く、運ばれる土砂があまり細かくならないため、堆積している土砂の目が粗くなっており、地下水を貯留しやすく、かつ地下水の移動速度が速い条件が整っています。堆積平野上は本市の中心部となっており、住宅や商業地が多いため、オープンループ方式の地中熱利用設備を導入する条件が整っており、導入ポテンシャルの多くは活用可能と考えられます。

ただし、オープンループ方式であっても新たに井戸の掘削が必要となり、太陽光パネルの搭載などと比較して導入のハードルは高くなっていることを踏まえ、再エネポテンシャルの活用は他の種類のものを優先するのが望ましいと考えられます。

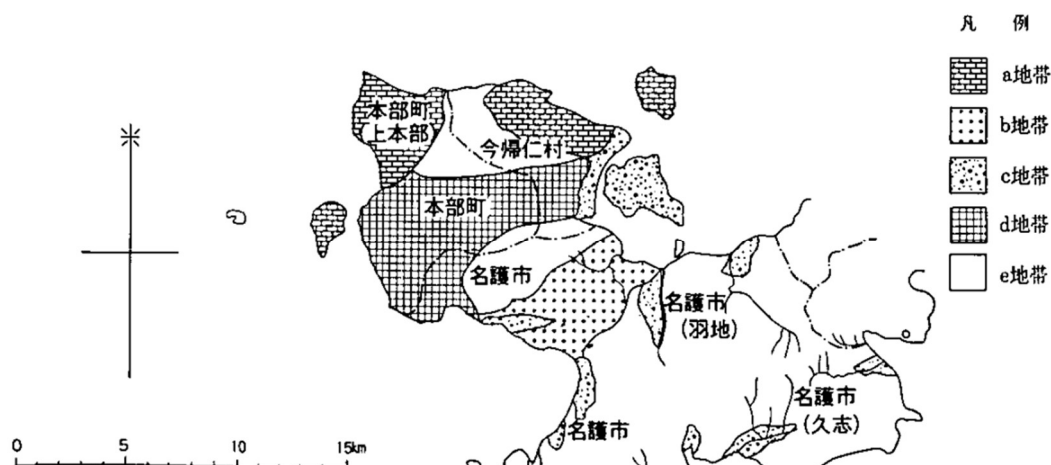


図 11 水理特性の区分

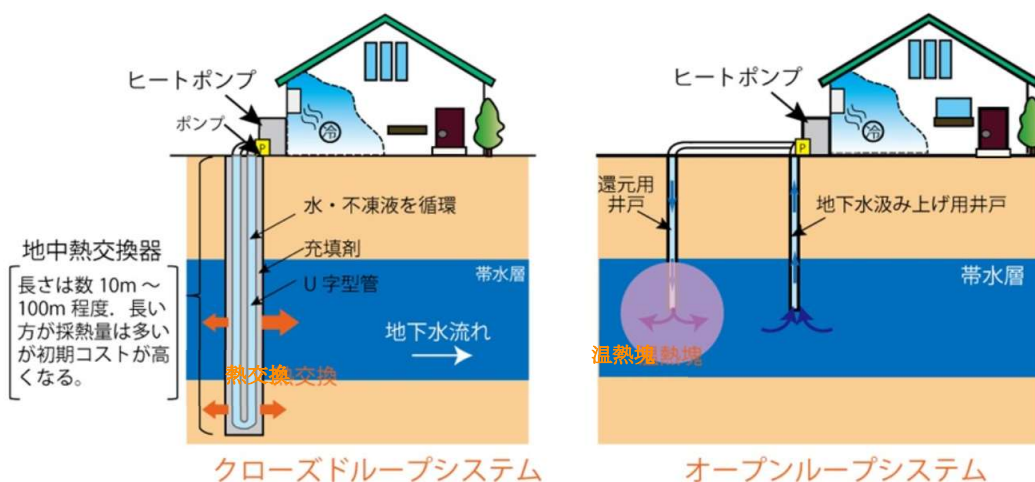


図 12 地中熱の利用方式

(6) 木質バイオマスポテンシャル

自治体再エネ情報カルテに掲載されている木質バイオマスポテンシャルは、木材の発生量に基づくものであり、木材そのものが持つ熱量が整理されています。

具体的には、森林由来（人工林）の木質バイオマスエネルギーのうち、①発電・熱利用としてエネルギー利用可能なものであること、②他と競合利用が少ないこと、③継続的に発生する可能性があること、といった3つの観点を踏まえ、素材として出荷される部分を除いて推計されています。

このように、木質バイオマスポテンシャルは、素材として出荷される部分を除いた未利用材の部分について算出されたものであり、かつ継続的に発生する可能性があることを前提としているため、継続的に利用可能と考えられます。ただし、事業採算性については考慮されていないため、木質バイオマスを利用しようとすると、搬出コストなどが高く赤字になってしまう可能性があります。

このため、当面は他の再エネポテンシャルの活用を優先するものとし、市内の林道の整備が進むなど、木材の搬出条件が整った際に、本格的な利用を検討することが望ましいと考えられます。

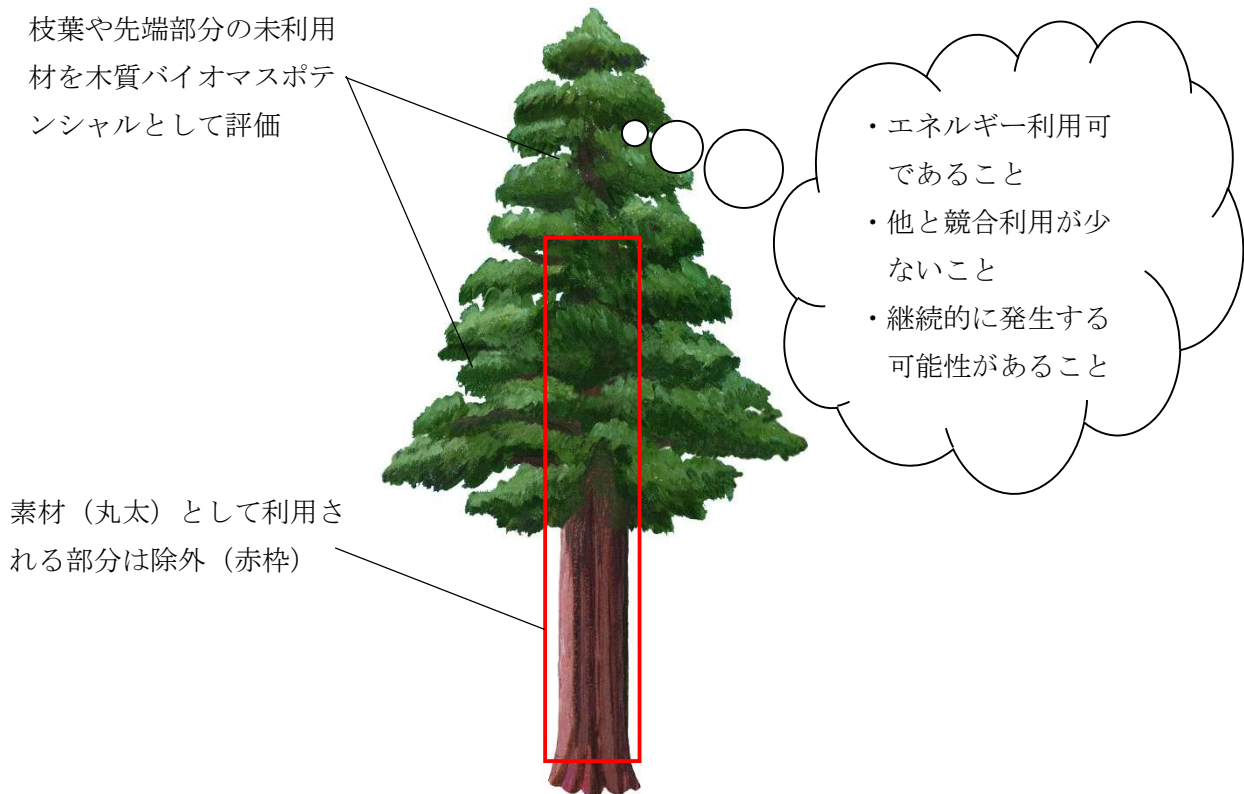


図 13 木質バイオマスポテンシャルの考え方

【p143 補足資料：国の施策効果の考え方】

「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」（地球温暖化対策推進本部、令和3年10月22日）より、国が実行を想定している施策から、市に適用することが妥当と考えられる施策の効果量（エネルギー使用削減量及びこれに伴うCO₂排出削減量）を算出し、効果量の合計をBAUケースにおけるエネルギー使用量及びCO₂排出量から除くことで、国の施策効果を反映したエネルギー使用量やCO₂排出量を推計しています。

推計した算出結果を表9に示します。

表9 国の施策の効果量算出結果

分野		エネルギー種別	エネルギー使用削減量 (GJ)	CO ₂ 排出削減量 (千t-CO ₂)
産業部門	農林水産業	化石燃料	-7,191.4	-0.5
	建設業	化石燃料	-2,393.5	-0.2
	製造業	化石燃料	-54,602.1	-3.2
		電気	-13,448.7	-3.0
業務その他部門		化石燃料	-54,602.1	-3.2
		電気	-135,731.8	-30.5
家庭部門		化石燃料	-109,189.0	-6.2
		電気	-85,264.9	-19.2
運輸部門	旅客	化石燃料	-124,414.9	-8.7
		電気	650.3	0.1
	貨物	化石燃料	-120,323.3	-8.4
廃棄物分野		-	非エネルギー分野	-0.7
合計			-706,511.4	-83.7

施策の効果量の推計については、表10に示すように、市に適用可能と判断した施策についても、BAUケースの推計基準年とした2019（令和元）年以前の効果量は考慮していません。

表10 国の施策の効果量算出の考え方

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
高効率空調の導入																		
対策評価指標 平均APF・C (電気系 燃料系)	BAU 排出量の推計基準年は2019年であるため、 それ以前の国の施策の効果量は見込まない												6.4					6.4
省エネ 見込量 (万kL)	1	2	4	5	7	9	12	省エネ法による規制や 導入支援を通じて普及 を目指す。					20	省エネ法による 規制や導入支援 を通じて普及を 目指す。				29
排出削減 見込量 (万t-CO ₂)	5	9	15	21	26	31	40						86					69

なお、国が実行を想定している施策については、市への適用可否を判断した結果を次ページ表11に示します。

表 11 国が実行を想定している施策の市への適用可否

項目	対策内容	採用可否	非採用理由
02. 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	高効率空調の導入	×	効果量が比較的小さいことに加え、具体的な導入目標数値が公表資料から読み取れず、目標値の設定が困難なため。
	産業HP（ヒートポンプ）の導入	○	
	産業用照明の導入	○	
	低炭素工業炉の導入-誘導加熱型	×	名護市は工業用地が少なく、工業炉がある工場が少ないと考えられるため
	低炭素工業炉の導入-金属溶解型	×	名護市は工業用地が少なく、工業炉がある工場が少ないと考えられるため
	低炭素工業炉の導入-断熱強化型	×	名護市は工業用地が少なく、工業炉がある工場が少ないと考えられるため
	低炭素工業炉の導入-断熱回収型	×	名護市は工業用地が少なく、工業炉がある工場が少ないと考えられるため
	低炭素工業炉の導入-原材料予熱型	×	名護市は工業用地が少なく、工業炉がある工場が少ないと考えられるため
	産業用モーター・インバータの導入-高効率モーター	○	
	産業用モーター・インバータの導入-高効率インバータ	○	
	高性能ボイラーの導入	○	
	コージェネレーションの導入	×	ボイラーのコージェネレーションへの転換の見通しがつかないため
03. 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	主な電力需要 設備効率の改善	×	名護市内で鉄鋼業の会社は「有限会社平建設工業」「仲地鉄工所」の2社しか確認できないため。
	鋼材の製造工程でのケミカルサイクル拡大	×	
	コークス炉の効率改善	×	
	発電効率の改善(共同発電)	×	
	発電効率の改善(自家発電)	×	
	省エネルギー設備の増強	×	
	革新的製鉄プロセス（フェロコークス）の導入	×	2030年の全国導入目標量が5基のみであり、導入可能性が低い。
	環境調和型製鉄プロセスの導入	×	2030年の全国導入目標量が1基のみであり、導入可能性が低い。
	化学の省エネルギープロセス技術の導入	×	名護市内で化学工業の会社は「インプレス株式会社」しか確認できないため。
	二酸化炭素原料化技術の導入	×	名護市内で化学工業の会社は「インプレス株式会社」しか確認できないため。
04. 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(化学工業)	従来型省エネルギー技術	×	導入見通し量が全国でも少ないため
	熱エネルギー代替廃棄物利用技術	×	2019年から2030年にかけての対策評価指標の伸びがなく、2019年をBAUケースの推計基準年とした場合効果の伸びがないため
	革新的セメント製造プロセス	×	環境セメントで現時点で技術の導入見込みがないため
		×	
		×	
		×	
		×	
		×	
		×	
		×	
05. 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（窯業・土石製品製造業）		×	
	ガラス溶融 プロセス技術	×	資源エネルギー庁で導入の見通しが5.4%と低い
06. 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（パルプ・紙・紙加工品製造業）	高効率古紙パルプ製造技術の導入	×	2030年の全国導入目標量が40基のみであり、導入可能性が低い。
	ハイブリッド乾燥機の導入	○	
07. 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車使用分野）	施設園芸における省エネルギー機器の導入	○	
	施設園芸における省エネルギー設備の導入	○	
08. 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）	省エネルギー農業機械の導入	○	
	省エネルギー漁船への転換	○	
09. 業種間連携省エネルギーの取組推進	業種間連携省エネルギーの取組推進	×	名護市は工場が少なく、具体的な取組の見通しがつきにくい
		×	
10. 燃料転換の推進	燃料転換の推進	○	
		○	
11. FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	○	
		○	
12. 建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（新築）	○	
	建築物の省エネルギー化（改修）	○	
13. 高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他部門）	業務用給湯器の導入-HP給湯器	○	
	業務用給湯器の導入-潜熱回収型給湯器	○	
	高効率照明の導入	○	
	冷暖管理技術の導入	×	2018年の時点で普及率が100%になっており、2018年以降は二酸化炭素排出削減に寄与しない技術であるため。
14. トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（業務その他部門）	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	○	
		○	
15. BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	○	
		○	
16. エネルギーの地産地消、面的利用の促進	エネルギーの地産地消、面的利用の促進	×	対策が掲載されているのみであり、効果量の定量化がされていないため。
	屋上緑化等のヒートアイランド対策	×	部門横断的な対策であり、各部門における対策の定量化が困難であることに加え、効果量が少なく無視できる程度であるため。
17. ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	屋上緑化等のヒートアイランド対策	×	
		×	
18. 上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等）	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	×	再生可能エネルギーの導入については高位ケースで検討するため
		×	
19. 上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進）	下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	×	再生可能エネルギーの導入については高位ケースで検討するため
		×	
20. 廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	×	名護市においては今後実施予定がないため。
	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	×	名護市においては今後実施予定がないため。
	産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	×	名護市においては今後実施予定がないため。
	廃棄物処理場における燃料製造・省エネルギー対策の推進	×	RPF化等の具体的計画がないため
	EVごみ収集車の導入	○	
		○	
21. 住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化（新築）	○	
	住宅の省エネルギー化（改修）	○	
22. 高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）	高効率給湯器の導入-HP給湯器	○	
	高効率給湯器の導入-潜熱回収型給湯器	○	
	高効率給湯器の導入-燃料電池	○	
	高効率照明の導入	○	
		○	
23. 高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）	省エネルギー浄化槽整備の推進（先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入）	×	名護市は無料で下水道接続の事業をしており、浄化槽を減らしているため
	省エネルギー浄化槽整備の推進（エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等）	×	名護市は無料で下水道接続の事業をしており、浄化槽を減らしているため
24. トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（家庭部門）	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	○	
		○	
25. HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施-HEMSの導入	○	
		○	
26. HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施-省エネ情報提供	○	
		○	
27. 次世代自動車の普及、燃費改善等	次世代自動車の普及、燃費改善	○	
		○	
28. 道路交通対策（道路交通対策等の推進）	道路交通対策等の推進	○	
		○	
29. 道路交通対策（LED道路照明の整備促進）	LED道路照明の整備促進	×	効果量が小さいことに加え、各自治体の効果量の定量化が困難であるため
	高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化）	×	既に相当程度進捗した対策であるため
30. 道路交通対策（交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化）	交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化）	×	既に相当程度進捗した対策であるため
		×	
31. 道路交通対策（交通安全施設の整備（信号機等のLED化の推進）	交通安全施設の整備（信号機等のLED化の推進）	×	効果量が小さいことに加え、各自治体の効果量の定量化が困難であるため
		×	沖縄県は全国的にも道路混雑がひどく、かつ高速道路が少ないことから、自動走行の導入が困難であるため
32. 道路交通対策（自動走行の推進）	自動走行の推進	×	
		×	
33. 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等の促進	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、ある程度対策が進んでおり、将来的な効果量が小さいため。
	公共交通機関及び自転車の利用促進（公共交通機関の利用促進）	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、自治体によっては公共交通機関の利用が現実的ではないため。
34. 公共交通機関及び自転車の利用促進（公共交通機関の利用促進）	地域公共交通の整備促進による路線効率化	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、効果量が小さいため。
	自転車の利用促進	○	
35. 公共交通機関及び自転車の利用促進（自転車の利用促進）	自転車の利用促進	○	
		○	
36. 鉄道分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	×	名護市内には鉄道がないため
	省エネルギー・省CO2に資する船舶の普及促進	×	名護市には定期船が就航していないため
37. 船舶分野の脱炭素化	航空分野の脱炭素化の促進	×	
	航空分野は各都道府県の実行計画以外では見えない。	×	
38. 航空分野の脱炭素化	トラック輸送の効率化-25トン車の保有	○	
	トラック輸送の効率化-トレーラーの保有	○	
39. トラック輸送の効率化、共同輸送の推進（トラック輸送の効率化）	トラック輸送の効率化-省燃費の向上	×	2019年から2030年にかけての対策評価指標の伸びがなく、2019年で対策はほぼ完了していると考えられるため
	共同輸送の推進	×	効果量が小さいことに加え、各自治体の効果量の定量化が困難であるため
40. トラック輸送の効率化、共同輸送の推進（共同輸送の推進）	宅配便再配達抑制の促進	×	効果量が小さいことに加え、各自治体の効果量の定量化が困難であるため
	ドローン物流の社会実装	×	効果量が小さいことに加え、各自治体の効果量の定量化が困難であるため
41. 海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進（海上輸送へのモーダルシフトの推進）	海上輸送へのモーダルシフトの推進	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、各自治体でモーダルシフトの実現性には違いがあることが想定され、効果量の定量化が困難であるため
		×	
42. 海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進（鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進）	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、各自治体でモーダルシフトの実現性には違いがあることが想定され、効果量の定量化が困難であるため
		×	
43. 物流施設の脱炭素化の推進	物流施設の脱炭素化の推進	×	2030年の全国導入目標量が200施設のみであり、導入可能性が低い。また、再エネの導入は市目標ケースで検討するため
		×	
44. 港湾における取組（港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減）	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	×	2019年から2030年にかけての対策評価指標の伸びがなく、2019年で対策はほぼ完了していると考えられるため
	港湾における総合的脱炭素化（省エネルギー型荷役機械の導入の推進）	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、効果量が小さいため
45. 港湾における取組（港湾における総合的脱炭素化）	港湾における総合的脱炭素化（静置物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、効果量が小さいため
	地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	×	削減量の根拠資料に省エネ見込量が示されておらず、計算も困難なことに加え、効果量が小さいため
46. 地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	火力発電の高効率化等	×	発電所での取組であり、市町村単位では見えないため
	安全が確認された原子力発電の活用	×	発電所での取組であり、市町村単位では見えないため
47. 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	再生可能エネルギーの最大限の導入	×	再生可能エネルギーの導入については高位ケースで検討するため
	再生可能エネルギー-熱の利用拡大	×	再生可能エネルギー-熱の導入については高位ケースで検討するため
48. 再生可能エネルギーの最大限の導入	再生可能エネルギー-熱の利用拡大	×	
		×	
49. 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（石油製品製造分野）	熱の有効利用の推進、高効率機器の導入、動力系の効率改善、プロセスの大規模な改良・高度化	×	名護市は工業用地が少なく、石油製品製造業に該当する工場が少ないと考えられるため
		×	
50. 混合セメントの利用拡大	混合セメントの利用拡大に伴いクリンカの生産量を削減する	○	名護市にはセメント会社が環境セメントしかないため
	バイオプラスチックの普及に伴い石油由来のプラスチックの焼却量を削減	○	
51. バイオプラスチック類の普及	廃棄物焼却量の削減	×	具体的な取組は市で行う必要があるため
	廃棄物のリサイクルの促進	×	具体的な取組は市で行う必要があるため
52. 廃棄物焼却量の削減		×	
		×	

【p143 補足資料：活動量の将来推計結果】

BAU ケースでの推計に際し、2030（令和 12）年及び 2050（令和 32）年の活動量の推計を行いました。各部門で推計した活動量は、表 12 のとおりです。

表 12 各部門において CO₂ 排出量の推計に使用した活動量

部門		活動量
産業部門	農林水産業	農業生産額
	鉱業・建設業	従業員数
	製造業	工業製品出荷額
業務その他部門		人口
家庭部門		世帯数
運輸部門	旅客	登録車両台数
	貨物	登録車両台数
廃棄物分野		廃棄物焼却量

①産業部門-農林水産業

農業生産額については毎年データが公表されており、2019（令和元）年以降 2018（平成 30）年までと比較して減少しているものの、2020（令和 2）年以降徐々に生産額が回復傾向にあることから、将来的な生産額の変化は少なく、横ばいであると予測しました。このため、推計基準年と将来の活動量は同等としました。

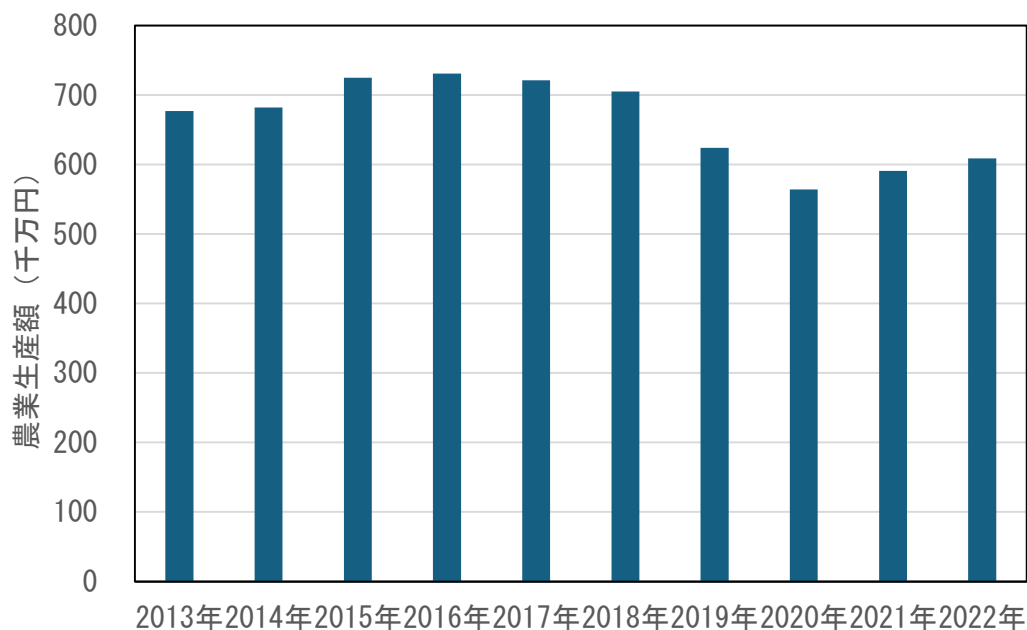


図 15 本市における農業生産額の推移

②産業部門-鉱業・建設業

従業員数のデータは5年に1回程度しか公表されておらず、経年的な変化をみるにはデータ数がやや少ないですが、公表されているデータからは従業員数に大きな変化がみられなかったため、従業員数は将来的に横ばいであると予測しました。このため、推計基準年と将来の活動量は同等としました。

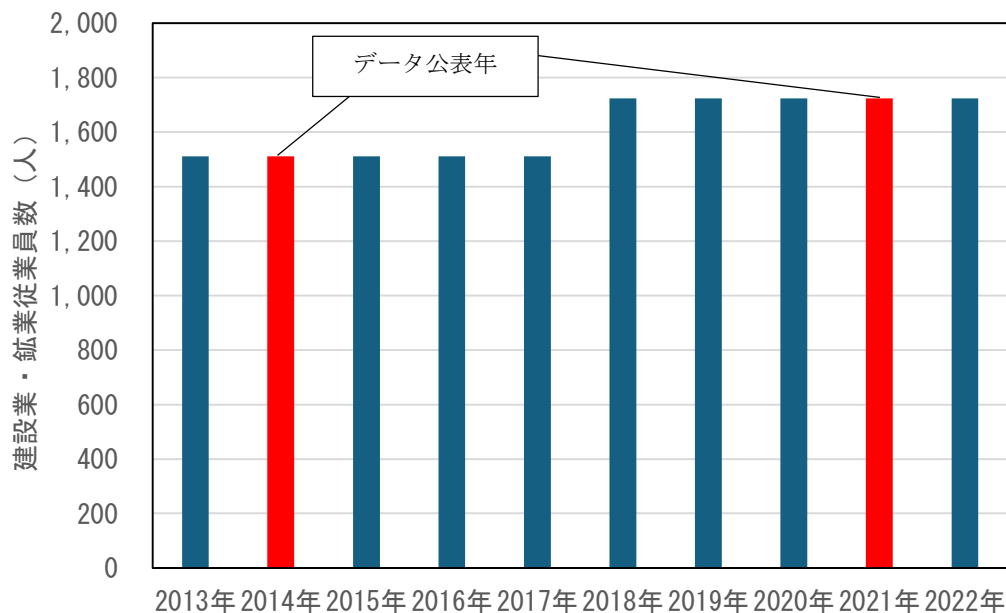


図 16 本市における工業製品出荷額の推移

③産業部門-製造業

工業製品出荷額については2018（平成30）年まで増加傾向が見られましたが、2019（令和元）年で高止まりしていることから、将来的な出荷額の変化は少なく、横ばいであると予測しました。このため、推計基準年と将来の活動量は同等としました。

なお、2020（令和2）年以降出荷額が減少しているのは、新型コロナウイルスの流行に伴い一部の工場で操業が停止するなどの影響があったことが想定されます。

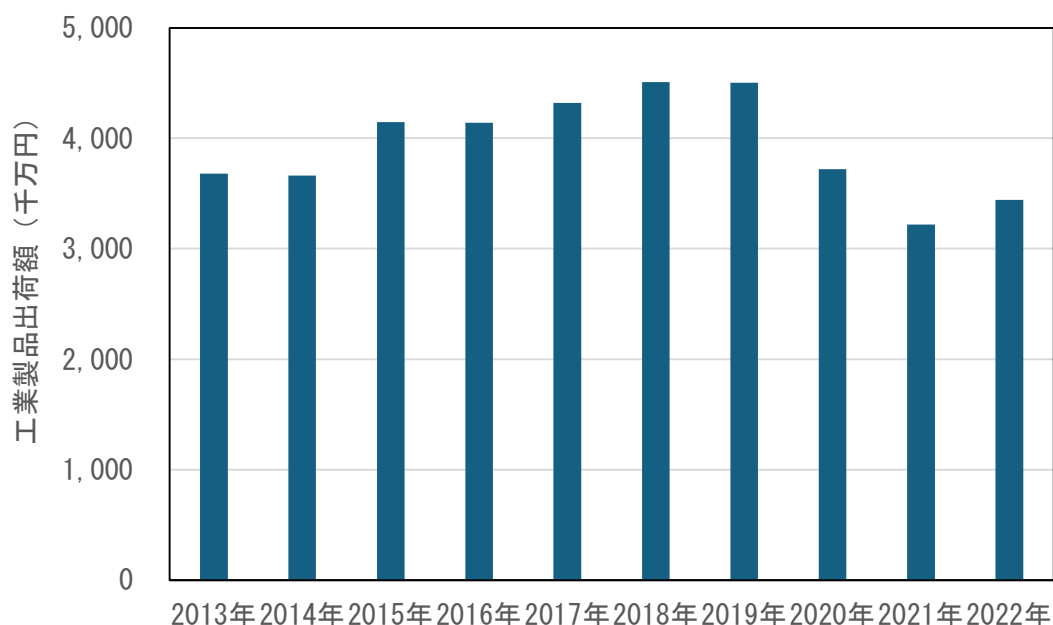


図 17 本市における工業製品出荷額の推移

④業務その他部門

サービス産業（小売業や観光業、病院・福祉関連業等）については、業種にもよるものの、利用者の相当程度を市民が占めると考えられます。このため、従業員数の推移は市の人口に比例すると仮定しました。

なお、本市の人口については、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（令和5年、国立社会保障・人口問題研究所）の「将来推計人口」に基づいています。

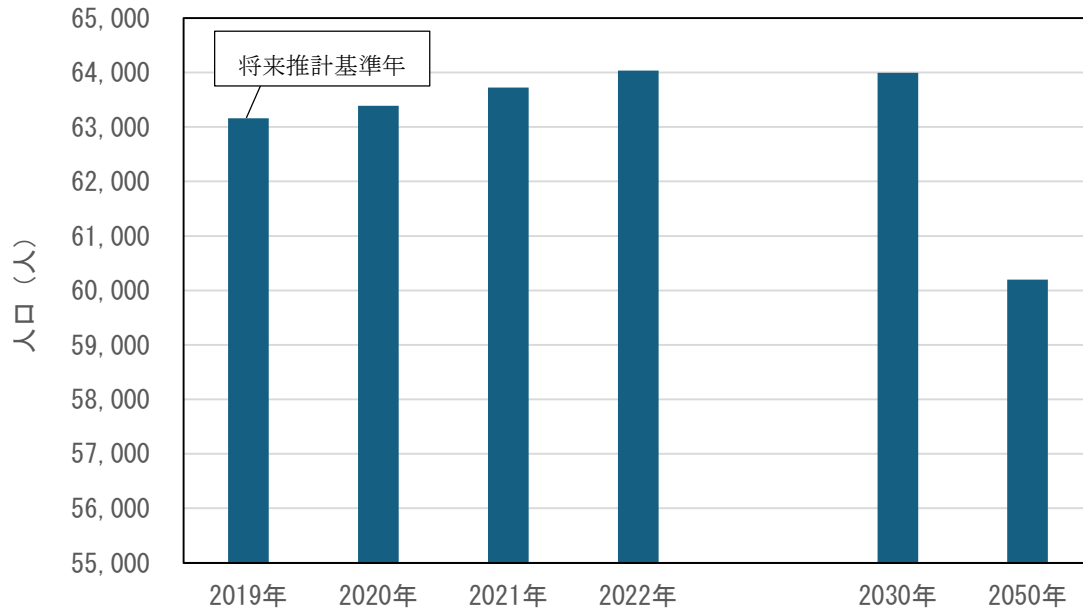


図 18 本市の人口の推移

⑤家庭部門

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019(令和元)年推計)で、2030(令和12)年と2040(令和22)年時点の沖縄県における1世帯当たり人数の推計結果が示されています。

また、2022(令和4)年の沖縄県と本市の1世帯当たり人数を算出し、この比率が将来も変わらないと仮定することで、2030(令和12)年と2050(令和22)年時点の本市における1世帯当たり人数を算出しました。

市の将来人口推計結果は別途発表されているため、1世帯当たり人数と将来人口推計結果より、2030(令和12)年と2050(令和22)年における市の世帯数を推計しました。

表13 沖縄県と市における1世帯当たり人数の推計結果

項目	2022年	2030年	2050年
①沖縄県の1世帯当たり人数	2.17	2.26	2.18 ^{※1}
②本市の1世帯当たり人数	2.05	2.13 ^{※2}	2.05 ^{※2}
③比率(②/①)	0.94	0.94	0.94
④本市人口(推計含む)	64,036	63,999	60,200
⑤本市世帯数(④/②)	31,288	30,044	29,297

※1: 2040年の数値で代用

※2: ②/①の値が0.94となるよう、沖縄県の1世帯当たり人数より算出

⑥運輸部門-旅客

旅客自動車については、2013(平成25)年~2022(令和4)年の乗用車登録台数をもとに将来値を推計しました。

なお、本市の世帯数は今後減少が見込まれることから、乗用車の登録台数についても増加のスピードは鈍ると仮定しました。このため、次に示す回帰式を当てはめることとしました。

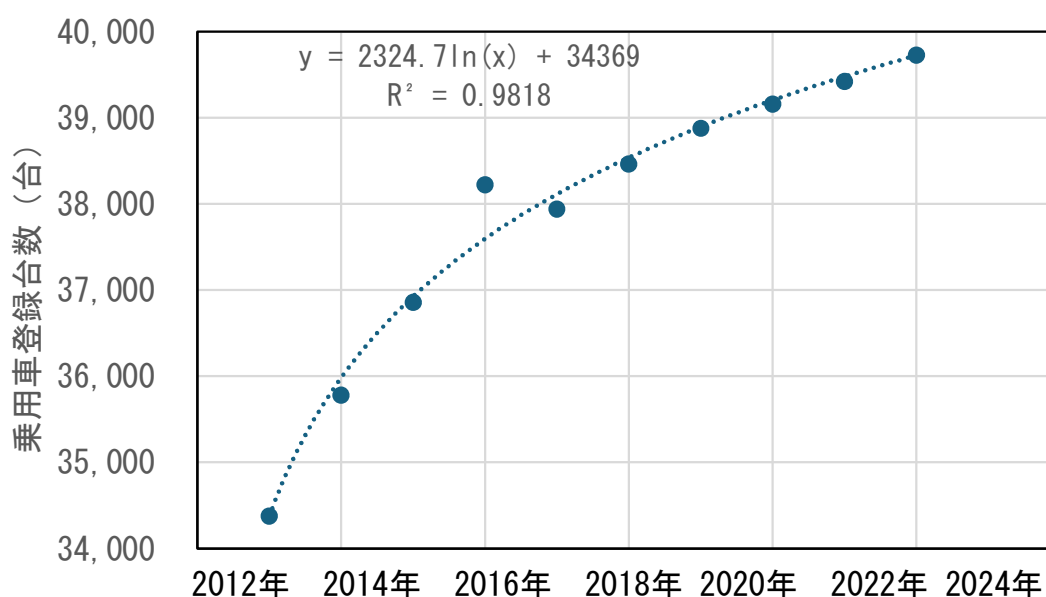


図19 本市における乗用車登録台数の推移

⑦運輸部門-貨物

貨物自動車については、2013（平成25）年～2022（令和4）年の貨物自動車登録台数をもとに将来値を推計しました。図20より、登録台数に大きな変化は見られないことから、将来的な変化は少なく、横ばいであると予測しました。このため、推計基準年と将来の活動量は同等としました。

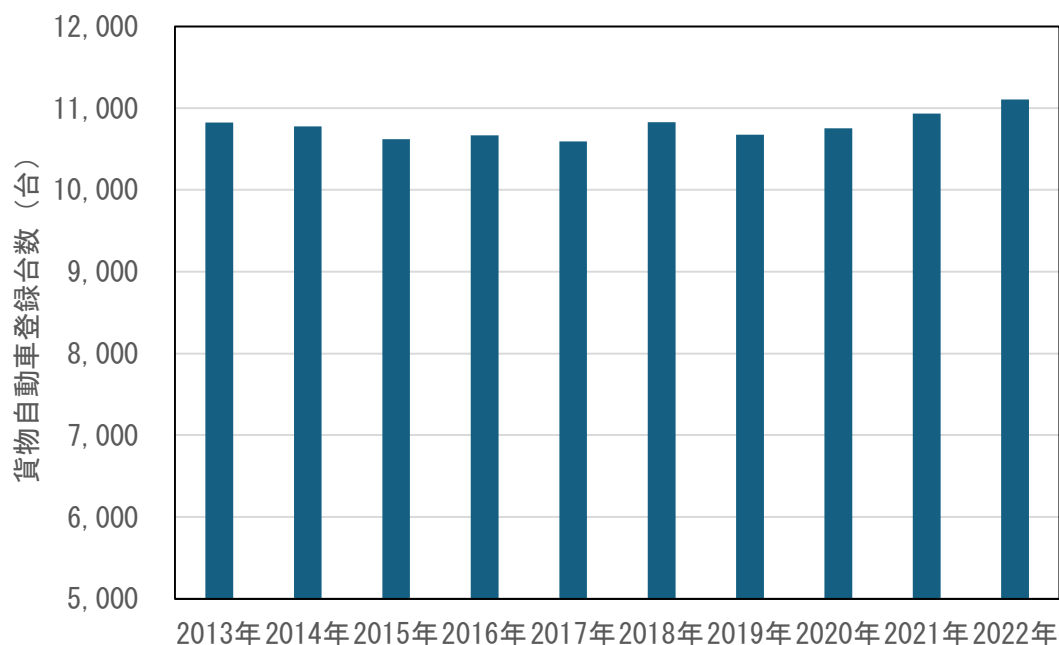


図20 市の貨物自動車登録台数の推移

⑧廃棄物分野

「名護市一般廃棄物処理基本計画」（令和6年3月改定）によると、ごみの排出量は、2026（令和8）年度に2022（令和4）年度比で9.9%の削減を目指すとされています。このため、2022（令和4）年度の廃棄物焼却量に、90.1%を乗じた数値を廃棄物焼却量の将来推計値としました。

【p145 補足資料：2050年度の温室効果ガス実質排出量ゼロの達成に向けた展望】

再生可能エネルギーの導入ポテンシャル精査結果で示したとおり、市内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを全て活用した場合、そのCO₂排出量削減効果は2019（令和元）年における市内のCO₂排出量を上回ります。このため、理論上は長期目標である2050年度の温室効果ガス実質排出量ゼロの達成が可能です。

ただし、コスト面などに課題がある再生可能エネルギーもあるため、長期目標の達成に向けて、新技術を利用した再生可能エネルギーのさらなる活用の検討や、CO₂吸収源の維持・強化が望まれます。以下に、その展望を整理しました。

（1）ペロブスカイト太陽電池

桐蔭横浜大学の宮坂力特任教授が発明した次世代型の太陽電池であり、従来のシリコン型太陽電池と比べると、次のような特徴があります。

- ・薄くて、軽く、曲げられる
- ・塗って乾かす印刷技術で作製できる
- ・弱い光（曇天、雨天、屋内）でも発電できる
- ・原料の多くが国内で調達可能

発電に必要な結晶構造が壊れやすいなどのデメリットもありますが、現在実用化が進みつつあります。

2028（令和10）年には、東京都千代田区「内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業」で完成を予定しているサウスタワーに、ペロブスカイト太陽電池によるメガソーラー発電機能が実装される見込みとなっています（積水化学工業株式会社、2023（令和5）年11月15日プレスリリース）。

さらに実用化が進めば、従来では太陽光パネルの設置が難しかった工場の屋根やビルの窓などにも、太陽光パネルの設置が可能になります。

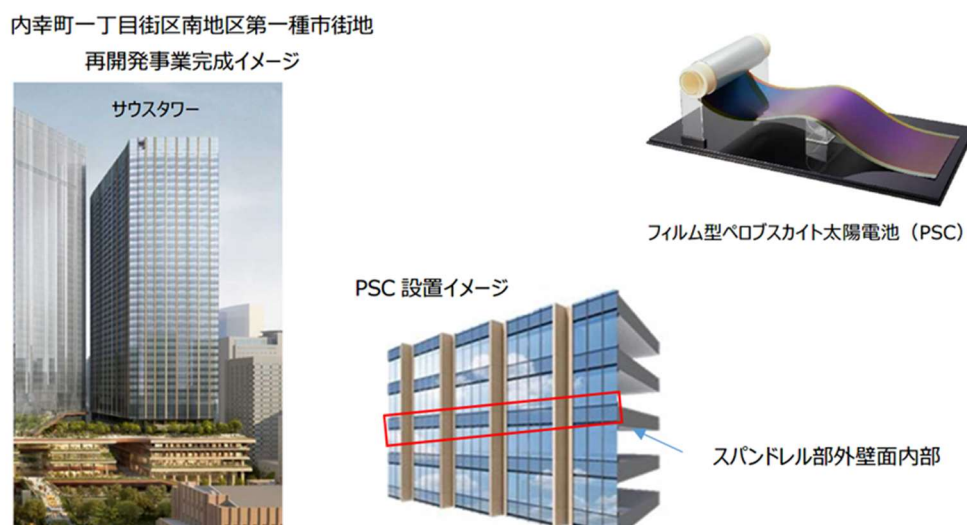


図 21 サウスタワーにおけるペロブスカイト太陽電池設置イメージ

(2) 水素

水素は、様々な方法によりつくることができるほか、酸素と結びつけることで発電したり、燃焼させて熱エネルギーとして利用したりすることができます。水素を利用する際、CO₂は排出されません。

水素は、そのつくり方に応じて「グレー」、「ブルー」、「グリーン」の3種類があります。化石燃料を使い、水素をつくる際にCO₂が発生するものは「グレー水素」と呼ばれます。炭素貯留技術（CCS：Carbon dioxide Capture and Storage）と水素の製造過程を組み合わせ、発生したCO₂の排出をおさえたものは「ブルー水素」と呼ばれます。さらに、再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においてもCO₂を排出せずにつくられた水素は、「グリーン水素」と呼ばれます。

現在、国を中心として水素の製造や運搬に関する技術開発が進められているため、将来的には、現在のガソリンのように、水素ステーションで水素を購入できるようになる可能性があります。

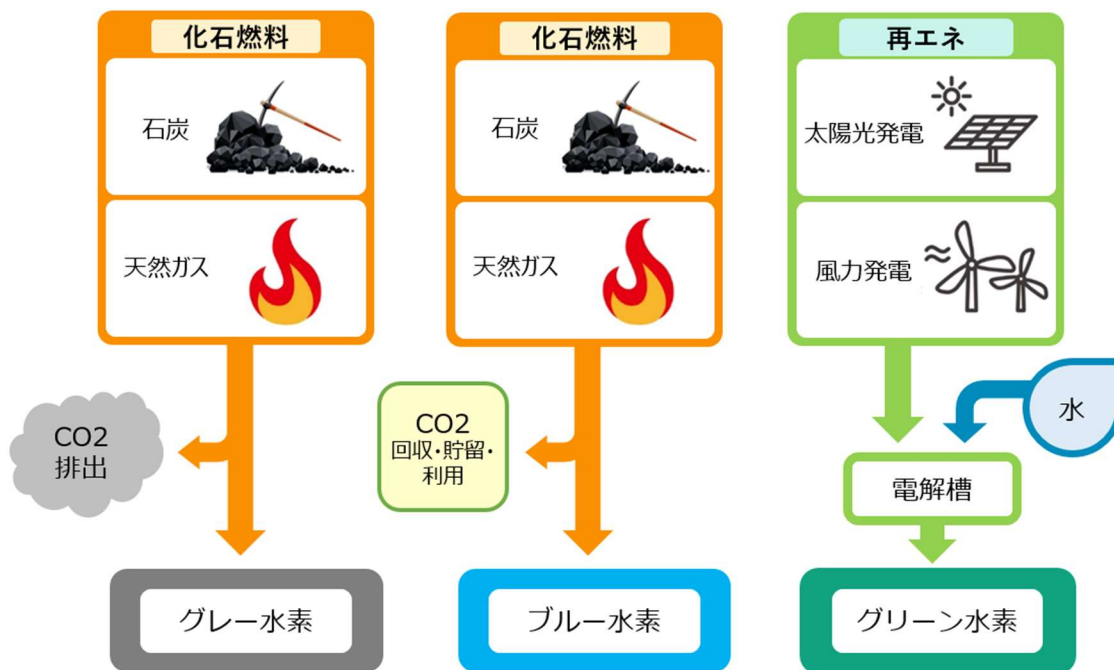


図 22 作成過程の違いによる水素の種類

(3) 合成燃料

合成燃料は、CO₂と水素を合成して製造される燃料です。複数の炭化水素化合物の集合体で、“人工的な原油”とも言われています。原料となるCO₂は、発電所や工場などから排出されたものを利用します。

将来的には、大気中のCO₂を直接分離・回収する「DAC技術」を使って、直接回収されたCO₂を再利用することが想定されています。

合成燃料は、ガソリンや軽油などの液体燃料と同じ特性を持つため、既存設備や製品を置き換えることなく、そのまま利活用できるメリットがあります。このため、動力源として液体燃料以外の他のエネルギー源を用いることが難しい航空機などは、未来の燃料としてバイオジェット燃料や合成燃料を活用することが期待されています。

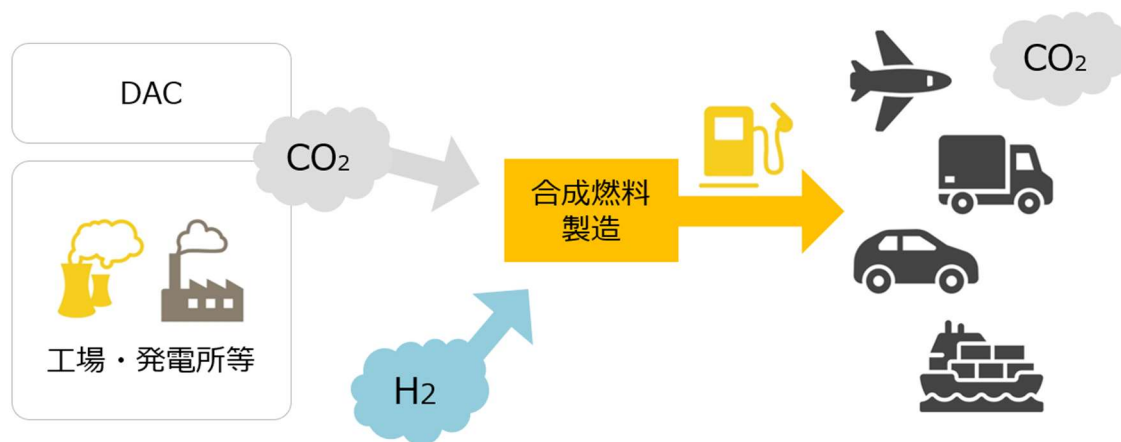


図 23 合成燃料の製造工程

(4) CO₂吸収源の維持・強化

①森林・緑地

施策でも示すように、本市内の緑地や森林の維持管理を行うことで、CO₂吸収機能の維持・強化が期待できます。特に、森林は積極的に更新することで、古木がCO₂吸収量の多い若木に植え替えられ、CO₂吸収機能が強化されます。さらに、古木はエネルギーとして利用することで、化石燃料の消費削減効果も期待できます。

②ブルーカーボン

近年、ブルーカーボンへの注目が高まっており、地方公共団体として藻場の造成などに協力する取組事例も見られます。以下に、事例の1つである神奈川県横須賀市の事例を示します。

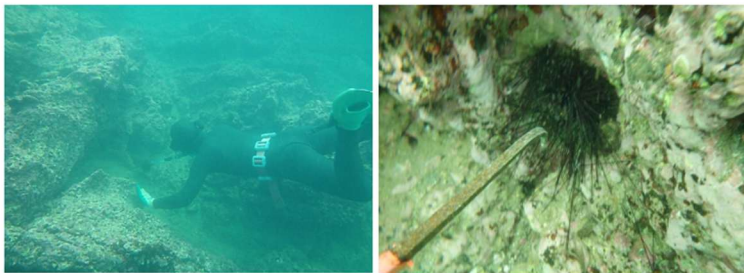
- ・ブルーカーボンに関する検討会の立ち上げ
- ・検討会によるブルーカーボンに係る課題の抽出及び対応方針の決定
- ・ブルーカーボンに係る取組（食害生物の駆除や藻場の造成）に対する支援
- ・海藻の移植体験会の開催

＜ブルーカーボンに係る横須賀市の取組事例＞

横須賀市では、地元漁業協同組合や企業、研究機関とともに「横須賀市ブルーカーボン推進検討会」を立ち上げ、磯焼けへの対策を図り、ブルーカーボン拡大に取り組んでいます。また、図24に示すように、藻場の保全活動や造成に対して支援を行っているほか、コアモモ植え付け体験会の開催実績があります。

・藻場の保全活動

藻場の保全活動として、漁業者が行う食害生物（ウニやアイゴなど）の駆除に対する支援を行っています。



・藻場の造成

漁業協同組合が実施する藻場造成（海藻の移植）に対する支援を行っています。

小さな芽を植え付けて、魚などに食べられないようにカゴを付けるなどの方法で藻場を広げていきます



※写真提供：岡部株式会社

図 24 横須賀市の取組内容

【p 146 補足資料：市目標の達成に必要となる再生可能エネルギー導入容量の考え方】

2030（令和 12）年度の目標達成には、再生可能エネルギーの導入により、CO₂を発生させずに必要な電気の一部を賄う必要があります。

2030（令和 12）年度の目標は、基準年度（2013 年度）比 26%削減である一方で、県目標ケースでは 23%しか削減できないため、残り 3%の CO₂排出量は、再生可能エネルギーの導入により削減する必要があります。3%の CO₂排出量は、15.82 千 t-CO₂に相当します。目標年度である 2030（令和 12）年の電力の排出係数は 0.573kg-CO₂/kWh（0.573 千 t-CO₂/GWh）であるため、再生可能エネルギーによる必要発電量は、以下の式より 27.6GWh となります。

$$\begin{aligned} \text{【必要発電量】} &= \text{【再生可能エネルギーによる CO}_2\text{削減必要量】} / \text{【電力の排出係数】} \\ &= 15.80 \text{ 千 t-CO}_2 / 0.573 \text{ 千 t-CO}_2/\text{GWh} \approx 27.6\text{GWh} \end{aligned}$$

再生可能エネルギーのうち、本市の場合は発電可能な再生可能エネルギー種が太陽光のみですが、車両の使用が主なエネルギー消費源である農林水産業、鉱業・建設業、運輸部門は必要エネルギーを太陽光発電で賄うことは現状では技術的に困難です。このため、製造業、業務その他部門、家庭部門のそれぞれで、電気使用量に応じて太陽光発電を導入するとした場合、各部門の太陽光発電による発電量は図 25 に示すとおりです。

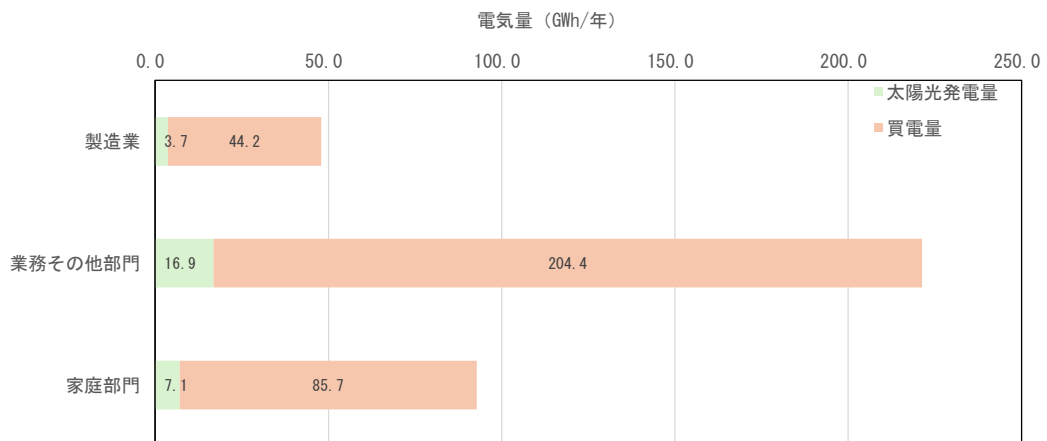


図 25 2030（令和 12）年度に想定される各部門の買電量及び太陽光発電による発電量

なお、太陽光発電の設備容量と年間発電量の関係は、環境省が公表する自治体再エネ情報カルテによると複数のパターンがありますが、表 14 に示す値が最も発電効率が高いパターンです。

近年の太陽光発電パネルの発電効率の向上を鑑み、表の値より、1MW あたりの年間発電量を計算すると、およそ 1,241MWh と計算されます。このため、再生可能エネルギーによる必要発電量 27.6GWh を賄うには、およそ 22.2MW の太陽光発電設備容量が必要になると計算されます。

表 14 設備容量と年間発電量の関係（太陽光発電-最終処分場）

導入ポテンシャル	単位
2.222	MW
2,757.897	MWh/年

※上段：設備容量 下段：年間発電量

また、表 15 に示す値は、環境省が公表する自治体再エネ情報カルテによると複数のパターンのうち「太陽光発電（建物系）」を示したものです。1MW あたりの年間発電量を計算すると、およそ 1,236MWh と計算されます。このため、再生可能エネルギーによる必要発電量 27.6GWh を賄うには、およそ 22.3MW の太陽光発電設備容量が必要になると計算されます。

表 15 設備容量と年間発電量の関係（太陽光発電-建物系）

導入ポテンシャル	単位
181.297	MW
224,164.451	MWh/年

※上段：設備容量 下段：年間発電量

【p 148 補足資料：脱炭素シナリオ実現のためのロードマップ及びマンダラ図】

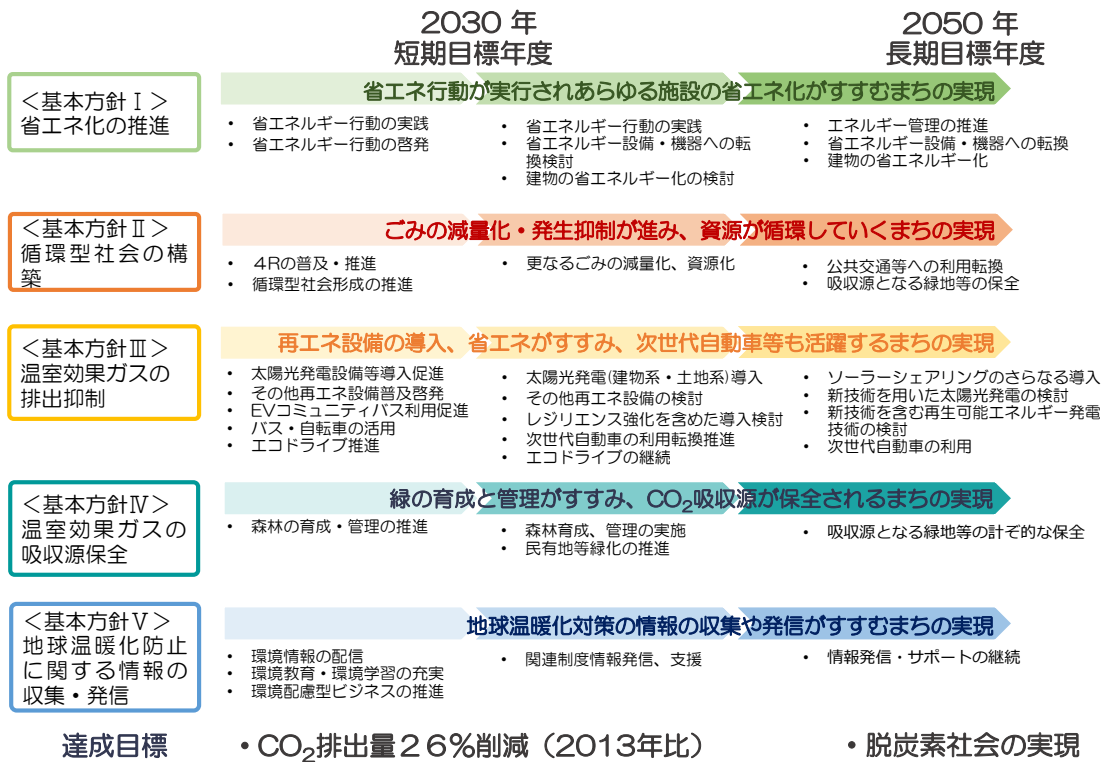


図 26 脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

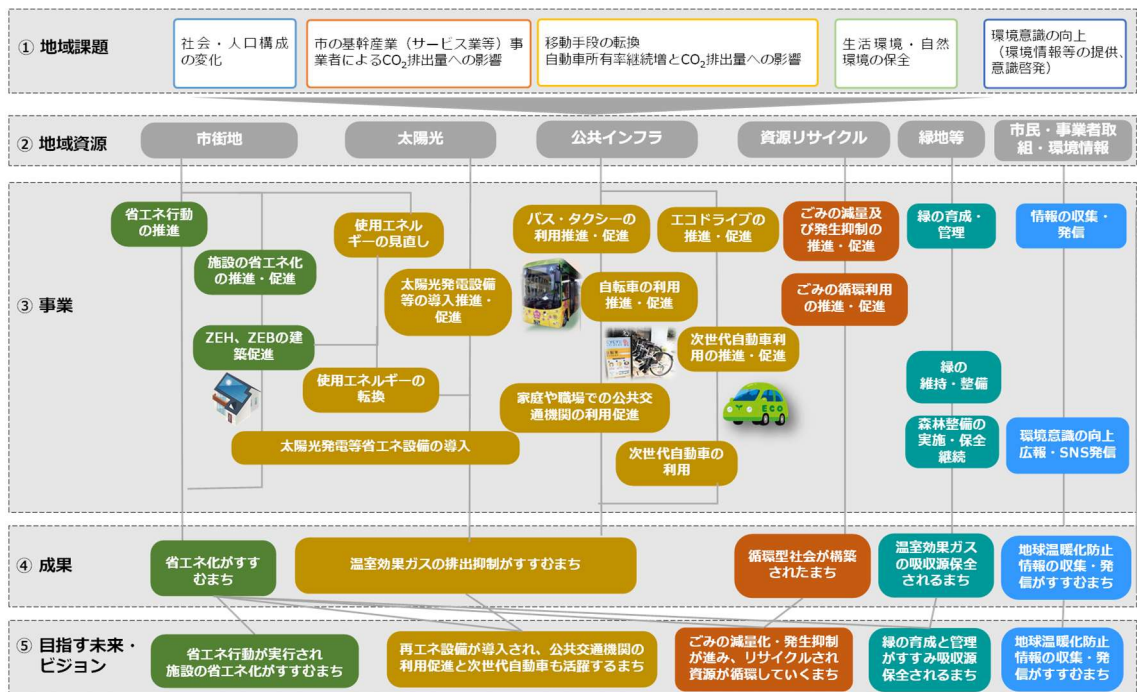


図 27 脱炭素社会の実現に向けたマンダラ図

【引用等】

頁	箇所	種別	引用等元
	図 1	引用	第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（改定版）
	図 2	引用	第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（改定版）
	表 1	引用	算定マニュアル
	表 6	引用	算定マニュアル
	図 3	引用	海草・海藻藻場の CO2 貯留量算定ガイドブック（国立研究開発法人水産研究・教育機構、令和 5 年 11 月）
	図 4	一部引用	環境省自然環境調査 Web-GIS HP
	表 7	引用	自治体再エネ情報カルテ
	図 10	引用	株式会社ケー・アイ・エス HP
	図 11	引用	沖縄県主要水系調査書（沖縄本島中北部地域）（沖縄県企画開発部、昭和 63 年 3 月）より）
	図 12	引用	産業総合技術研究所 HP
	表 10	一部引用	国計画（「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」（地球温暖化対策推進本部、令和 3 年 10 月 22 日））
	図 14	一部引用	国計画（「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」（地球温暖化対策推進本部、令和 3 年 10 月 22 日））
	図 21	引用	積水化学工業（株）2023（令和 5）年 11 月 15 日プレスリリース「世界初 フィルム型ペロブスカイト太陽電池による高層ビルでのメガソーラー発電の計画について」
	図 22	引用	資源エネルギー庁 HP
	図 23	引用	資源エネルギー庁 HP
	図 24	引用	横須賀市 HP

3-2 用語集

【あ行】

ウォームビズ

冬季の暖房中の室温が過度にならないよう、暖房時の室温が 20℃程度で快適に過ごすことができるような衣食住を推奨する取組。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015 年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげており、17 の目標と 169 のターゲットからなります。

エネルギー起源 CO₂

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される CO₂。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9 割弱）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務・事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出される CO₂ は、非エネルギー起源 CO₂ と呼ばれます。

温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

【か行】

活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のことです。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められています。

具体的には、燃料の使用に伴う CO₂ の排出量を算定する場合、ガソリン、灯油、都市ガスなどの燃料使用量[L、m³ など]が活動量になります。また、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になります。

緩和策（地球温暖化緩和策）

再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの促進などの温室効果ガスの排出を抑制する取組みを指します。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行う公式の場であり、気候変動に関する科学技術文献をレビューして、評価することを役割としています。

吸収源

森林等の土地利用において、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が増減し、CO₂の吸収や排出が発生することを指します。

クールビズ

夏季に過度なエアコン利用を控え、28℃程度の適正な室温で過ごすことができるような衣食住を推奨する取組です。

グリーンカーテン

部屋に差し込む直射日光で室温が上がってしまうのを防いでくれるものとして「グリーンカーテン」が取り入れられています。ゴーヤー、キュウリ、ヘチマやアサガオなど、つる性の植物をベランダや軒下につたわせるなどして直射日光を遮り、家のまわりの表面温度を抑えます。

【さ行】

再生可能エネルギー

法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号））で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した上で推計された、再生可能エネルギー資源量のことです。

自家消費

民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内に再生可能エネルギー設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことです。例えば、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する場合は「自家消費型太陽光発電」等と称します。

次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質やCO₂の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。燃料電池自動車や電気自

動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車が次世代自動車として挙げられます。

【た行】

太陽熱発電

太陽熱は、再生可能エネルギーの一つとして法律に規定されるエネルギーです。太陽熱の発電システムは、太陽熱を集熱機で集め、給湯や空調に利用するシステムです。集熱器で太陽熱により加温された熱媒を循環させて蓄熱槽で温水を製造し、ボイラーや吸収式冷凍の熱源として利用します。また、吸収式冷凍機を利用することで、太陽熱を冷房に利用することも可能です。

脱炭素社会

温室効果ガスの人為的な排出と森林などによる吸収のバランスにより、排出量が実質ゼロとなる社会のことです。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

地中熱

地中熱は、私たちの足元にある再生可能エネルギー（再エネ熱）のひとつです。深さ10m程度の地中温度（地温）は年間を通じて一定で、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴があります。この特徴を利用した最も一般的な方法は、「地中熱利用ヒートポンプ」です。夏は外気より温度の低い地中に熱を放熱し、冬は外気より温度の高い地中から熱を採熱することで、効率の良い冷暖房・給湯を行います。

適応策（地球温暖化適応策）

地球温暖化の緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活が出来るようにしていく取組みを指します。

デコ活

温室効果ガスを減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた造語。2022（令和4年）10月に国が立ち上げた新しい国民運動のことで、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標達成及び2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイル変革を後押しするものです。日々の生活の中にデコ活を上手に取り込み、家庭部門からの温室効果ガス排出量を削減することで地球温暖化に歯止めをかけるだけでなく、誰もがより豊かに、快適で健康的な生活を送ることも期待されています。

電力損失（エネルギー損失）

石油などの一次エネルギーから、電気や熱などの二次エネルギーにエネルギー形態を変換する場合、必ず損失が発生します。例えば、火力発電所でタービンを回す際に、空気中に逃げてしまう熱などがこれに相当します。外部から電気や熱の供給を受ける場合、供給を受けた事業者が、この損失分もエネルギー使用量に組み込むことが、国のルールで決められています。これが、エネルギー損失です。

【な行】

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

【は行】

排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。

排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で、定められています。

< https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html >

パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

BAU ケース（Business As Usual：現状趨勢ケース）

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。BAU ケースの排出量を推計することで、「将来の見通しを踏まえた計画目標の設定」や「より将来の削減に寄与する部門・分野別の対策・施策の立案」を行うことができます。

PDCA

(1)方針・計画を立て(Plan)、(2)それを実行し(Do)、(3)その実施状況を評価し(Check)、(4)見直し改善する(Action)ことを繰り返すサイクルを指します。

【ま行】

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮等のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。例えば、木質バイオマス発電とは、こうした材をチップに加工し、燃やしてタービンを回して発電する仕組みを指します。

藻場

藻場とは、「藻場」とは、ホンダワラ類、アラメ・カジメ類、コンブ類などの海藻類 (緑藻、褐藻、紅藻) が群生した生態系です。海藻類が作り出す藻場は、我々にとって産業上重要な場であるだけでなく、沿岸域の主要な生産の場でもあります。藻場は、様々な海洋生物の生息、採餌、産卵の場所としても利用されるため、生物多様性が極めて高い生態系であると言えます。環境省では、海域における自然環境保全に係る施策の推進等において重要な基礎資料となる全国の藻場分布の現況を把握することを目的に、自然環境保全基礎調査の一環として藻場調査を実施している。



第2次名護市環境基本計画

[名護市一般廃棄物処理基本計画]

[第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]

令和8年3月

〒905-0001 沖縄県名護市字安和 1863 番地 13
名護市役所 環境水道部 環境対策課
TEL : 0980-43-0101 FAX : 0980-43-0122